

1



* 0029751000 *

0029751-000

特 224-514

火災保険会社の撰び方

日下部直彦・著

ジャパン・インシュランス・ビューロー

昭和 11

ADJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特 224

514

日下部直彦著

参拾銭

契約者座右の好伴侶

火災保険会社の撰び方

ジャパン・インシュランス・ビューロー発行

特224
514

はしがき

本書は庶政刷新の非常時を火災保険界に反映せしめ、一般大衆の爲めに業界の刷新を企圖せむとする筆者微衷の一表現である。

三伏の炎暑と闘ひながら、四十幾社の考課状と首引して、とりとめもなき拙筆を走らせたものであるから、素より絶対正確を期し難き憾なしとせず、只之に仍つて市井の一人でも多くが業界の實態を認識して、斯界の是正に資することゝなれば筆者の満足之に過ぐるものはない。

昭和十一年盛夏

著者識



目次

一、火災保險界の非常時提唱 一

二、火災保險界の近況 六

三、非協定會社と小口火災の近況 三

四、業績批判上の注意 四

五、業界革新の急務 四

 被保險者大衆の認識が先決
 小口火災を國營せよ
 火保會社の過剰と弱小會社の合同統制
 保險料率の統制
 再保險の國營と保險資本の統制
 超過保險の防止と罹災査定の統一
 震災助成金問題と其全免の急務

六、契約上の注意 六

 保險證券を必ず一讀せよ
 空地割引條項の悪用
 問題になり易い告知義務違反
 損害防止と破壊消防

七、火保會社の撰び方 八

各社短評

火災保險界の非常時提唱

最近の所謂國家非常時が、曩に滿洲事變を契機として、聯盟脫退、五・一五事件、海軍々縮會議等々相次で起り、更に急旋回して二・二六事件と迄進展し、眞に建國以來未曾有の大異變を見るに及んでは、追がに日本國民たるもの晏如として空寂徒然の一日をゆるさず、國家内外の非常時を再認識して所謂國政一新の實を擧げ、以て革新日本の表現に邁進す可きであらう。

而して現内閣が此の重大時局に處するに、舊來の秕政を一新し庶政改革を以て新内閣本然の使命となし、日本經濟の指導に於て亦劃期的變革を豫想され、統制經濟の實施は必至の情勢にあるものゝ如く、只之が急激なる實行が徒らに財界を刺戟し、國民生活の安定に一抹の不安を招來する懸念なしとせざるを以て、政府當局は飽迄漸進主義を標榜し巷間傳ふるが如き急進的改造工作の如き何等考慮し居らずと聲明之努め、財界の不安除去に大童なるも、此間政府は言外に經濟機構の改善工作に乗出す可く、漸く調査を急ぎつゝあるものゝ如くである。

惟ふに二・二六事件は天人俱に容れざる不祥事たるは言を俟たざる處にして、傳統を誇る吾が皇

道精神に一抹の汚點を印せるものとして、斷乎之を排撃せざる可からざる處なるが、爰に禍を轉じて福となす意味に於て、政府が斯かる不祥事の仍つて來る所以を検討し、克く民意のある處を察知して政治經濟百般の上に、徹底的改善工作を意圖せる、蓋し時局匡救の途茲に在りと謂ふべしである。

即ち歐洲大戰の好況以來無軌道的なる物質文明に陶醉せる吾が國民は、遂に唯心的觀念を忘却し去りて放縱なる生活に墮し、甚だしきは光輝ある國體觀念を無視して、兎角の見解を挾むものさへ出で、今更政府が鼓を鳴らして國體明徴の必要を叫ぶに至りては、實に言語の外にして浩歎禁じ能はざる處である。

而て此間吾が財界が異常の發展を示し、保險資源の膨脹擴大を來すや、資本家階級は前後の思慮もなく保險事業の有望性に眩惑せられ、雨後の筍の如く保險會社の創設を目論見、且つ亦時の爲政者も眼前の好調に前途の見透しもつかず、無統制に之が濫作を許可したる結果、今日に至りて漸く行詰りを來し業界は文字通りの強食弱肉の亂戰となり、契約の一方的偏在は遂に弱小會社の危機を孕み生命にありては五大會社と數社の有望性あるものを除いては殆んど物にならず、又損害保險に

ありては所謂一二流を除く弱小會社中既に再保會社二個の破綻を出し、更に群小會社の氣息奄々たるもの隨所に之を見る有様にして、而も其の内容の貧弱實に之をしも數千萬圓の危険を擔保し得る資格ありとなすや、想ふだに慄然たるものがある。

而して其の事業性に於て多分に公益性を持つ之等保險會社が、既に一個の營利會社として成立たす毎次缺損を繰返して業礎の安定を缺ぐ如きは、一面大衆資本の危険をカヴァーする點に於て多大の危惧を感じ、向後再び函館大火の如き場合を豫想して、被保險者大衆の普遍的安全性を誰が保證し得るであらうか？

而も時局は稅政刷新庶政改革の國民的烽火の裡にある。敢て政界と云はず、財界と云はず、あらゆる社會機構に於ても國民大衆は公平なる批判の上に立つてその改善を要求しつゝあるのである。顧て現下保險界の實狀は如何？ 就中火災保險界に於ける亂脈無統制を！ 内外百社に垂とする中に協定あり、非協定あり、小口保險あり、各其の標榜する特徴使命に至つては當に金科玉條の名句を以てすれど方今業界の實狀は果して其の使命に忠實なるもの幾干ありや？

凡そ看板に偽り多き世の中に火保會社程その商取引に欺瞞を敢てせるものなし。即ち之を相互扶

助の形態に於て、互に均分の危険料を公正に分擔し、その剰餘の利益を事業主の所得する損害保険の建前上荷も料率の適用は公平無私たることを要すべきに、或は一割引あり、或は二割引あり、或は又三割引等ありて其亂脈無統制は宛然大道商人と何等撰ぶ處なし、爲之強大會社の重壓下にある弱小會社は勢ひ自衛的ダンピングに、其日暮しの糧を穫むとする有様にして、純保険料の大部分は附加保険料の爲めに蠶食せられプロバビリティーと保険料との關係など、全然採算外に据かれて居る。

只之が客觀的には資本収益に仍る利益が存外物を云ひ、表面上の體裁丈けは調整されては居るもの、之亦現内閣の低金利政策が相當深刻なる惱ともなり、かて、加へて憂鬱なる助成金の存在と相俟ち業界の前途は頗る多難を加へ來るであらう。

斯く觀じ來るとき現下の火保界をして、從來の如き微溫的保險行政に委ね漫然看過することは、最早時局が許容せぬ。即ち小川商相就任劈頭に於ける保險局首脳部の大異動は、蓋し將來の保險行政改革を意味し、保險統制革新策の完璧を期せしめむとするであらうことを看取し、吾人は欣然之を支持せむとするものであるが、損害保險は危険分散の建前上本質的に統制經濟と相容れざるもの

ありて、國營に非らざる限り之を一社に統制することの不適當にして、且つ又現下の經濟的社會的情勢からしても其の必要は未だ之を認められぬ。

さりながら茲に吾人の支持せんとする保險統制は、豫てより吾人の提唱せる弱體保險會社の整理合同強化を第一義として、第二義的には協定非協定会社を打つて一丸とする統制上有力なる保險協會の再組織を斷行し、第三義的には再保險の國家統制を企劃し以て損害保險の自主獨立を達成し、仍つて以て公正なる料率の嚴守、被保險者負擔の均衡を計り、更に進むでは罹災査定の統一に依り保險金の過剰支拂、放火防止策の一端となす等々即ち之にして、以上は尠くとも當業者が現下の社會情勢を認識し非常時局打開に協力する眞摯なる態度を以てせば、必ずや之を達成し得べく、然る上は各社の自制に依り、収入の増加と相俟つて一面事業費の輕減ともなり、收支の均衡は著しく良好化すること必定である。

斯くして公益的社會性を持つ保險事業本來の面目に復へり、業界をして明朗なる天地たらしめよ惟れ非常時日本を双肩に擔ふ國民としての業界人の重大責務である。吾人爰に深く鑑みる處あり聊か火災保險の何たるかを解するジャーナリストとして半歳の沈黙を破つて非常時保險界の認識運動の

爲めに驟起し大衆出版として本書を發刊、汎く江湖に頒布し大衆の自覺に仍る火災保險界の革新運動に資せむとする所以である。

六

火災保險界の近況

往年海上保險事業の隆昌期に當面せる資本家が將來の見透しもつかず、徒らに眼前の好調に眩惑せられて海上保險事業の免許申請簇出し、而も之等は概ね火災保險を兼營するものなりしを以て、海上保險界の衰微と共に漸次火災保險に主力を轉じ、大正十年頃より火災保險界は需要供給の均勢を無視した火災保險業の氾濫時代を現出し、殊に關東大震災に際しては多額の見舞金釀出に要する政府よりの助成金借入となり、爾來其の負擔過重に火災保險業者の苦難時代ともなるや、古く火災保險に地盤を張る老大會社程震災當時の契約高多かりし爲めに、其の支出せる見舞金の高も多く、従つて助成金の負擔は殊の外尨大なる金額に上り、年々利益金中より優先してその多きは一ヶ年四十四萬餘圓の納付金（助成金の年賦償還金）を要し、十萬乃至廿萬圓程度の會社は相當多額に上り當時契約高の最高を誇つた明治火災の如きは逆轉して政府に對する最大の借金王となり、年々四十

四萬二百二十七圓と云ふ巨額の返済をなしつゝありて、之を同社の資本金一千萬圓（拂込三百二十五萬圓）に就て見るとき實に一割三分強に相當し、又横濱火災の資本金一千二百五十萬圓（拂込三百十二萬五千圓）に對する納付金三十一萬四千九百餘圓は一割強に、神戸海上の資本金一千五百萬圓（拂込三百七十五萬圓）に對する納付金二十二萬二千餘圓は六分餘、又三菱海上の資本金五百萬圓（全額拂込済）但し先年東京海上に買収さるゝ迄は拂込一百六十五萬圓なりしを以て、他社同様四分の一拂込當時の計算に仍れば、その納付金十二萬七千圓は一割強に相當し、以下年額納付金二千三百圓程度の群小會社にして辛くも利益金三千三百餘圓を計上せる中より法定準備金五百圓を控除せる二千八百九十九圓四十三錢をそつくり其儘納付金として借金拂に充當せる東神火災の如き、更に又新日本火災、昭和火災等の如く赤字の爲めに借金拂も出來兼ねるものさへあるに至り、當時專業の海上保險より火災保險兼營の一步を乗り出した許りで、契約高僅少の爲め見舞金最高額の一割を自力出捐可能なりし東京海上並に、營業開始早々にして東京海上同様の立場にあつた大成火災及び當時再保險を專業とせし神國海上の助成金に無關係なるものを除けば、他は悉く金額の大小こそあれ會社相應の借金を有し毎年決算期に於て利益配當に優先して政府に年賦金を納付する義務を負ふ

七

有様で、火災保險會社も此の超法律的義務が震災當時の社會情勢に怯へて拂はなくても済んだ筈の見舞金を借金迄して支拂つたが爲めに五十年と云ふ長期の年賦償還とは云ひながら、總計三十三社を通計して助成金六千三百五十萬餘圓、此の利息年四分合計一億四千二百萬餘圓を負擔し、年賦額三百五十五萬圓六千餘圓を分納せしめらるゝ様になつてからは、追がに火保界は容易ならぬ苦難時代に入つた。

即ち此の助成金が火災保險界の痛となり、決算上利益金が出れば先づ以て納付金を優先的にせしめられ、赤字が出た年度は納付金は繰延らるゝ代りに、利益が出る様になれば缺損時代未納になつて居る分は一度に納付せしめらるゝのであるから、假令ひ考課狀面の貸借對照表中に借入金として計上されて居らぬとはいへ、大正十三年勅令第八十四號が立派に物を言ひ、大は大なり小は小なりに容易ならぬ現實的借金を背負はされた譯で、火保會社の苦痛は相當大なるものがある。

斯ふなつてみると大會社の様に拂込資本金に對する一割内外の年賦償還金を年々利益金中より支出し、更に株主配當を相當程度に維持してゆくには、二割も三割もの利益を必要とするを以て勢ひ収入保險料の増加を計つて收支の均衡を、より良くする外は無いのであるから、自然他會社との競争

は日に増し熾烈を加へ、大小會社は巴と入り亂れての契約爭奪戰を展開し、漸次料率の協定は弛緩し遂には日本共立、大成火災兩非協定会社と比較して料率の相違は殆んど見出し難き迄に至り、中には非協定会社と競争してまで、其の下を行かむとするものさへ現はれ自然料率は無軌道的となり無統制亂脈の極に達し、今や收拾すべからざるに至つた。

その昔、お互に料率上の競争を避け合理的な料率のもとに、統制ある商買をしようではないかと、日本共立火災を除く（大成火災は其後の設立）全部の同業者が大日本火災保險協會を創立して、料率の協定を誓約したのが大正六年五月のことであつた。

爾來、各務録吉氏を會長に協會は至極圓滿に表面的には發育し、此間早くも二十年の歲月が流れたのであるが、元來が各々營利會社として零細な三圓五圓の保險料を代理店や外交員諸君の手によつて掻き集める商買にして、而も内外合せて八十社に餘る會社が入り亂れての商戰に當面し、夫々相異つた立場に於て契約者に對したとき、協定料率一本槍で商買になるかならぬかは、弱小會社の立場を考へて見れば容易に判ることである。

筆者が嘗て同業者の一員としてさる火保會社に祿を食むた大正十一年のことであつた。會長各務

御大の招集狀に東西各社の代表重役が東京海上商會堂に集合して一時間餘も會長の臨席を欠伸を嚙殺して待つ裡に、卷太のシガーを燻らしながら極めて應揚に座長席に着いた各務氏を筆者は一社員の身を持つて拜顔の榮に浴したことがあつた。

居並ぶ御歴々はいとも靜肅に會長の訓示めいた話を十五分か廿分間拜聽し、之にさる會社の代表重役から謹嚴そのもの謝辭めいた挨拶があつて、前後卅分で散會。只之丈けのことの爲めに關西方面の重役諸氏が態々一、二等寢臺に納まつて御苦勞様にも遙々上京したのかと想へば馬鹿げ切つた話の様でもあるが、それ丈け協會の有難味がある譯でもあらうし、同時に總會招集の目的が單に各務御大の御説教を聽く丈けのことかと反駁する野次一つ飛ばす、流石に御歴々の品の良さと各務御大の御威勢に感じ入つたことであつた。

然らば各務氏は此の席上如何なる訓示を試みたかと云へば、當時火保協會總會の常套語とされた協定緊縮の一條である。即ち曰く「近頃協定弛緩の聲を隨所に聽くが、此様なことでは協會の存続も無意味であるから、毎度のことだが斯んなことなら寧ろ解散を決意する外はない」と云つた調子で、宛然校長先生のお叱言でも頂戴しとると云つた珍風景、果して言ふ者、聽く者、一人として實

行的な反省を以て此の言を心から言ひ、心から聽いたであらうか？ 只の一人も無かつた！ 之が協定成立後五年目の震災前年のことである。それで猶十五年後の今日迄、兎にも角にも依然として協會が存続し、別に何不思議はないと云つた顔で取り澄して居るのである。

元來が強弱大小とりませ内外八十社に餘る會社が、各々利害立場を異にして集つた協會であつてみれば、實際的に料率の統制など想ひも寄らぬことであり、最初から誰一人大眞面目に斯んなことが左様に簡單に實行の出来るものと考へて加盟した者は無かつたであらう。尤も表面上は加盟會社から各一萬圓の公債を供託せしめ、協定違反に備ふる爲めに罰金制度まで設けてはみたもの、お互様に脛に傷持つ身として他人のことなど洗立てもならず、空文同様の罰則など最初から何の實行力とてなく、協會の無力は遺憾なく暴露された形であつた。

これでは折角の協會も何の役にも立たずとあつて、せめて大會社丈けでも互に自制して協定緊縮の實を擧げ様と昭和會なるものを設け、更に多額の供託金を納付せしめて強制力のあるものたらしめむとしたが、何時とはなしに中小會社まで加入して結局屋上屋を重ねる無意味のものど化し、愈々以て協定は骨抜き同様のものとなつてしまつた。

尤も斯うまでなるには各務會長の統帥する明治火災、東京海上、三菱海上等の諸會社が、會長の面目にかけても、自ら率先して協定緊縮の範を垂れ、其他一流處が進んで大會社の襟度を示したらむには、今日斯程迄の無統制状態に陥入ることを防止し得たであらうけれども、何分眼前の功利に走りたがる代理店や外交員諸君にしてみれば、之が一ヶの營利會社の従業員と云ふ建前から、明日の理想に生きむより眼前の現實に就て考へる方が、より捷徑だと云つた考方をしたがるのも無理からぬ處だし、殊に散々自由競争の揚句に料率の統制を行つたのであるから、被保險者の側に見れば協定成立前の氣持も手傳つて、そう簡単に御無理御尤もと保險會社側の言ひなりにもならなかつたであらう。

それに損害保險事業の實情に疎き一般人としてみれば、一流會社も三流會社も全然同じ料率なら一流會社に走りたがる傾向があるのも、あながち無理からぬことだし、結局が大小會社對立すれば小會社の方では幾分料率の割引で競争する外はあるまいから、五分でも一割でも引くことになる、そうなると大會社の方でも小會社に料率競争で契約を渡はれることになるから、自衛上之亦競争的態度となり、今日では火災保險料は二割や三割は當然割引するものと云ふことが社會通念となつ

てしまつた。

斯うなつて見ると、弱者は結局强者の重壓下に壓倒されて手も足も出さず、遺が傲岸の根津嘉一郎翁程の財力を以てしても、あの昭和火災がどうにもならず、年々赤字を計上し、金光庸夫氏（大正生命社長）の率ゐる新日本火災又兄たり難く弟たり難き赤字組にして、更に尼崎汽船系の尼崎海上火災に至つては殆んど問題となすに足らず、言を左右に托して決算報告の發表をすら肯せず、其の貧弱想ふ可きのみで、此種貧弱會社の存立が却而、保險企業全般の信用を低下し、其の無軌道的なる營業振は延いて當業者を攪亂の渦中に誘引する結果ともなつて、之等の存続は自他共に無意味とされるに至つて居る。

而も此の状態が茲二、三年のことなら知らず、既に尼崎は創業二十年以上、新日本、昭和（社名新しきに似たれども中途改名せるもの）共に各十五年以上を經過せるものにして、未だに缺損圈内を彷徨せるを以てすれば、最早監督官廳でも見切をつけて強制合同の措置に出づ可きにも不拘、兎角資本家の我儘から合同工作に手を焼いた保險局當局は、之を厄介視してか（？）何時かな手を下さうとはせず、協定紊亂の魔手は容易に根絶さるゝ模様なきに業を煮やした一部當業者が、たまりか

ねてか(?) 協定再建の爲めに加盟會員に呼びかくるもの現はるゝに至りたれど、元來が協定組織の根本に矛盾のある限り、緊縮の妙案などあらう筈もなく、今日では眞に各社の自覺を促す爲めに建設前の破壊を執行するに若かずと爲す向もあり、さりとて破壊後の混亂を豫想しては、進んで決行の先驅たらむとする勇者も出でず、結局日和見的執着から表面協會の看板に頼つて當分は同業の肚の中の探り合ひを遣らうと云ふのが現下火保界の情勢である。

大要如斯情勢下にありては、どうせ全面的によからう筈もなく、所謂老大會社と、資本的背景による保険資源を持つ一部新進會社が幾分の營業利益を擧ぐるのみにて、決算上利益を計上し相當の株主配當を爲しつゝあるものと雖も、其の大半は資本收益即ち資産運用に因る利益金を唯一無二の目當となし、中には營業不振による株主配當の減配防止策として、大會社の面目維持の爲めには殊更責任準備金を切崩して決算に手加減を加ふるものなど、相當窮屈なる決算上の絡繰を見ることすらありて、大局から見れば今や火災保險界は事實上の行詰りに當面して居ると云へよう。いま火保界の現勢を十年度考課狀に依つて見ると之を次表の如く大別することが出来る。

株價より見たる優劣

(註) 株價ノ優劣必ずしも會社選擇ノ標準トナラズ (別項參照)

社名	資本金	拂込金	配當率	時價	營業年數	備考
東京海上	七千五百萬圓	新舊 二五〇〇	一割六	一七二〇	五年	
橫濱火災	壹千貳百五拾萬圓	新舊 一五〇〇	一〇二	二二四〇	四年	
明治火災	壹千萬圓	新舊 一〇〇〇	二〇〇	一八三〇	四年	
日本火災	同	新舊 二〇〇〇	一〇五	一五九〇	四年	
東京火災	同	新舊 二〇〇〇	一〇五	三〇〇〇	四年	
共同火災	同	新舊 二〇〇〇	一〇二	二五三〇	三二	
千代田火災	同	新舊 二〇〇〇	一〇六	二二四〇	二四	
日本海上	同	新舊 二〇〇〇	一〇〇	二〇三〇	四〇	
大阪海上	同	新舊 二〇〇〇	一〇〇	一八九〇	四三	
帝國海上	同	新舊 二〇〇〇	一〇〇	二六七〇	四三	
扶桑海上	同	新舊 二〇〇〇	一〇九	三四七〇	二二	

一、金壹千萬圓以上

東京海上 明治火災 東京火災 日本火災 橫濱火災 共同火災 神戶海上 日本海上

資本金

日本共立火災	豐國火災	東洋海上	神國海上	福壽火災	富國火災	大倉火災	辰馬海上	尼崎海上	大東海上
參百圓	參百圓	同	同	同	同	同	同	同	同

新舊	新舊	新舊	新舊	新舊	新舊	新舊	新舊	新舊	新舊
一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一三七〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇	二四五〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

東京海上ニテ買
收整理最近元受
開業

神戶海上	帝國火災	朝日海上	東洋火災	東邦火災	東神火災	第一火災	中央火災	新日本火災	昭和火災	大正火災	大福海上	三菱海上	太平洋海上	大北火災	大成火災
壹千五百萬圓	壹千五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓	五百萬圓

一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇	一三五〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇	一三九〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

株價ハ増資見越
高値
優先株ノミ八分
配當

帝國海上 千代田火災 扶桑海上 帝國火災 大阪海上 (十三社)

一、五百萬圓以上
東洋火災 東神火災 第一火災 中央火災 新日本火災 太平火災 昭和火災 大正海上
大福海上 三菱海上 太平洋海上 朝日海上 日本共立火災 大成火災 (十四社)

一、五百萬圓未滿
大倉火災 福壽火災 富岡火災 大北火災 東洋海上 神國海上 豐國火災 東邦火災
辰馬海上 尼崎海上 大東海上 (十一社)

株式時價 (括弧内ハ拂込金額)

一、壹百圓以上

東京海上(五〇・〇〇) 明治火災(五〇・〇〇) 大正海上(二二・五〇)
但シ大正海上ハ増資見越高

一、五拾圓以上

日本火災(二〇・〇〇)

一、參拾圓以上

東京火災(一二・五〇) 東洋火災(二五・〇〇) 東洋海上(一二・五〇) 扶桑海上(一二・五〇)
大阪海上(二七・〇〇)

一、貳拾圓以上

共同火災(一二・五〇) 豐國火災(一二・五〇) 横濱火災(一二・五〇) 日本海上(一五・〇〇)
一二・五〇) 帝國海上(一二・五〇) 神國海上(二五・〇〇) 辰馬海上 (二五・〇〇) 大倉
火災(一二・五〇)

一、拾圓以上

福壽火災(一二・五〇) 千代田火災(一二・五〇) 富國火災(一二・五〇) 神戸海上(一二・五
〇) 日本共立火災(一五・〇〇、一二・五〇) 太平洋海上(一二・五〇) 大福海上(一二・五〇)

一、拾圓未滿

中央火災(一二・五〇) 東邦火災(一二・五〇) 東神火災(一二・五〇) 第一火災(一二・五〇)

帝國火災(一二・五〇) 朝日海上(一二・五〇) 大北火災(一二・五〇) 大成火災(一二・五〇)
 太平火災(一二・五〇) 昭和火災(一二・五〇) 大東海上(一三・七五)

一、時價不明

三菱海上(五〇・〇〇) 新日本火災(一二・五〇) 尼崎海上(一二・五〇)

株主配當

一、一割以上

東京海上 明治火災 東京火災 日本火災 橫濱海上 共同火災 豐國火災
 帝國海上 東洋海上 大正海上 大阪海上 三菱海上 日本海上 神戸海上 (十四社)

一、一割未滿

福壽火災 富國火災 大火倉災 扶桑海上 日本共立火災 大北火災 神國海上 千代田火災
 帝國火災 朝日海上 大福海上 辰馬海上 中央火災(優先株) 東洋火災 (十四社)

一、無配當

第一火災 中央火災(普通株) 東邦火災 太平火災 太平洋海上 大成火災 東神火災
 大東海上 (八社)

一、缺損

新日本火災 昭和火災 尼崎海上 (三社)

營業年數

一、五十年以上

東京海上 (一社)

一、四十年以上

東京火災 明治火災 橫濱火災 日本火災 日本海上 大阪海上 帝國海上 富國火災

(八社)

一、三十年以上

共同火災 神戸海上 東洋海上 (三社)

一、二十五年以上

帝國火災 東邦火災 豐國火災 福壽火災 大倉火災 中央火災 (六社)

一、二十年以上

大正海上 千代田火災 朝日海上 扶桑海上 第一火災 日本共立火災 尼崎海上 (七社)

一、十五年以上

神國海上 大北火災 辰馬海上 昭和火災 東神火災 東洋火災 新日本火災 大福海上
三菱海上 太平火災 (十社)

一、十五年未滿

大成火災 太平洋海上 大東海上 (三社)

(備考)

- 一、中央火災ハ傷害保險専門ヨリ火災ニ變形
- 一、富國火災ハ小樽貨物火災ト稱シ資本金拾萬圓程度ノモノ、變形
- 一、大倉火災、第一火災ハ再保險會社ノ變形

- 一、東洋火災ハ東京火災、帝國海上ノ再保險會社ナリシモ中途元受ニ變更
- 一、東京海上、帝國海上、日本海上、東洋海上ハ海上専門ナリシモ中途火災ヲ兼營シ、最近ハ火災ヲ主トスルモノ、如シ
- 一、大東海上ハ再保險會社トシテ破綻、東京海上ニ買收サレ整理ノ上近ク元受營業開始準備中ニ付新會社トシテ取扱フ

本社ノ所在地

一、東京之部

東京海上	明治火災	日本火災	東京火災	千代田火災	帝國火災	帝國海上	扶桑海上
東洋火災	東洋海上	東邦火災	東神火災	第一火災	中央火災	新日本火災	太平火災
昭和火災	大正海上	三菱海上	富國火災	大北火災	大倉火災	日本共立火災	大東海上

(二十四社)

一、横濱之部

橫濱火災 (一社)

一、大阪之部

共同火災 日本海上 大阪海上 太平洋海上 神國海上 大福海上 豐國火災 尼崎海上
(八社)

一、神戸之部

神戸海上 朝日海上(事實上大阪) 辰馬海上 (三社)

一、名古屋之部

福壽火災

一、臺灣之部

大成火災(事實上東京)

資本系統

(三) 菱 系) 東京海上 明治火災 東洋海上 三菱海上 大福海上 福壽火災 辰馬海上

豐國火災 大東海上

(三) 井 系) 大正海上

(安) 田 系) 東京火災 帝國海上 太平火災 第一火災 東洋火災

(川) 崎 系) 日本火災 帝國火災

(大) 阪商船系) 大阪海上

(貝) 島 系) 中央火災

(大) 倉 系) 大倉火災

(住) 友 系) 扶桑海上

(片) 倉 系) 富國火災

(尼) 崎 系) 尼崎海上(元中外海上)

(根) 津 系) 昭和火災

(國) 際通運系) 大北火災

- (岡崎系) 神戸海上 朝日海上
- (千代田生命系) 千代田火災
- (日本動産火災系) 東邦火災
- (東京動産火災系) 東神火災
- (大正生命系) 新日本火災
- (其他) 横濱火災 共同火災 太平洋海上 日本共立火災 大成火災

營業收益と財産收益

(註) 財産收益中ニハ賣却、評價損益ヲ加算セズ
本表利益ノ合計ハ必ズシモ決算上ノ純利益ニ非ズ

社名	營業收益	財産收益
東京火災	七一〇・〇〇〇圓	一・四二九・〇〇〇圓
帝國火災	一・〇五〇・〇〇〇圓	五九二・〇〇〇圓
東洋火災	五一・〇〇〇圓	二〇一・〇〇〇圓

第一太平火災	日本火災	帝國火災	富國火災	東國火災	大阪火災	橫濱火災	東京火災	東洋火災	明治火災	三井火災	大福海上	辰馬海上	福壽海上	東邦火災	共同火災	千代田火災	
一六三・〇〇〇	六〇・〇〇〇	八五〇・〇〇〇	三三八・〇〇〇	二一〇・〇〇〇	七一・〇〇〇	四八六・〇〇〇	二二六・〇〇〇	三・五一〇・〇〇〇	六六・〇〇〇	一・二七四・〇〇〇	一・九四八・〇〇〇	七〇・〇〇〇	一〇六・〇〇〇	六五・〇〇〇	一五一・〇〇〇	三一五・〇〇〇	三六・〇〇〇
七六・〇〇〇	八二・〇〇〇	九七二・〇〇〇	一八七・〇〇〇	三五・〇〇〇	八六・〇〇〇	六四六・〇〇〇	七一・〇〇〇	一〇・九五七・〇〇〇	三三五・〇〇〇	二・二一四・〇〇〇	一・三九〇・〇〇〇	一七三・〇〇〇	八〇・〇〇〇	一一〇・〇〇〇	二九・〇〇〇	四二八・〇〇〇	二二一・〇〇〇

扶桑海海上	三七二・〇〇〇	四〇三・〇〇〇
中央火災	二八三・〇〇〇	七九・〇〇〇
日本共立火災	一一〇・〇〇〇	一一一・〇〇〇
朝日海上	二〇三・〇〇〇	一一四・〇〇〇
大成海上	七三・〇〇〇	七〇・〇〇〇
大正海上	一・二一八・〇〇〇	七六九・〇〇〇
豐國火災	缺損	二〇三・〇〇〇
新日本火災	缺損	四一・〇〇〇
昭和火災	缺損	五五・〇〇〇

追而決算報告書ニ總收入總支出トノミアリテ營業收益ト財産收益ノ區分不可能ナルモノ、總損益ヲ上グレバ左ノ如シ

- 日本海上 (益六二二、〇〇〇圓)
- 神國海上 (益一五三、〇〇〇圓)
- 大北火災 (益七六、〇〇〇圓)
- 神戶海上 (益七二五、〇〇〇圓)
- 太平洋海上 (益三一、〇〇〇圓)
- 大倉火災 (益一、二五、〇〇〇圓)
- 尾崎海上 (損五九、〇〇〇圓)

正味收入保険料と事業費率

(註) 正味收入保険料トハ總收入保険料ヨリ賣再保険料及ビ解約返戻金ヲ控除シタルモノニシテ事業費率ハ正味收入保険料ニ對スル事業費ノ割合ヲ示シタルモノナリ(本表末尾ノ備考参照)

社名	正味收入保険料	事業費率
東京海上	二〇・二七八・〇〇〇圓	三割弱
昭和火災	△ 六二五・〇〇〇	七割強
新日本火災	△ 四二四・〇〇〇	八割強
大福海上	不明	不明
尼崎海上	不明	不明
明治海上	四・九九一・〇〇〇	三割強
三菱海上	六・九六五・〇〇〇	三割弱
東京海上	八・八九四・〇〇〇	四割強
帝國海上	七・一二三・〇〇〇	五割強
太平火災	一・四九五・〇〇〇	六割弱

第一日帝國富東大東神阪大東神阪大東神阪大東神阪
 火火火火火火火火火火火火火火火火火火火火火火
 災災災災災災災災災災災災災災災災災災災災災災

一・四五五・〇〇〇
 六・九七二・〇〇〇
 二・二六一・〇〇〇
 一・〇七二・〇〇〇
 七〇二・〇〇〇
 五・六六六・〇〇〇
 五・四二七・〇〇〇
 一・三四六・〇〇〇
 一・二九二・〇〇〇
 一・三七七・〇〇〇
 不明
 三・六四六・〇〇〇
 一・四七八・〇〇〇
 四・一四七・〇〇〇
 二・〇六五・〇〇〇
 不明
 九八二・〇〇〇
 一・三九九・〇〇〇

三〇
 六 割 弱
 五 割 弱
 五 割 弱
 五 割 弱
 五 割 弱
 三 割 弱
 七 割 弱
 六 割 弱
 不明
 四 割 弱
 四 割 弱
 六 割 弱
 五 割 弱
 不明
 七 割 弱
 六 割 弱

(備考) △印ハ再保返戻金不明加算セズ、從而實數ハ本表數字ヨリ若干多キモノト解スベク、事業
 費率ハ其割合ニ於テ低下ス、○印ハ事業費中ヨリ再保手數料ヲ控除ヒザル(?)數字ニ依ル
 割合ナルヲ以テ他社ノ如キ計算法ニ依レバ此ノ割合ヨリ更ニ低下スルモノト知ルベシ。

辰馬海	千代田火	豊國火	大北火	太平洋海	神國海	大倉火	日本海	神戶海
上災	上災	上災	上災	上災	上災	上災	上災	上災
不明	三・一九八・〇〇〇	△一・八八七・〇〇〇	不明	不明	不明	不明	不明	不明
不明	五割弱	七割強	不明	不明	不明	不明	不明	不明

保險料と保險金の割合

(註) 正味收入保險料(前表参照)ト正味保險金(即罹災ニ因
 テ支拂ツタ保險金ノ中ヨリ再保險ノ回收金ヲ控除シタル

福壽火災	△	二七六・〇〇〇	二・九
第一火災		四五四・〇〇〇	三・一
太平火災		五八〇・〇〇〇	三・八
東邦火災		四一五・〇〇〇	二・八
昭和火災	△	二四六・〇〇〇	三・九
新日本火災	△	九二・〇〇〇	二・一
日本共立火災	△	二一九・〇〇〇	二・二
尼崎海上		不明	不明

非協定會社と小口火災の近況

非協定會社と小口火災保險の近況は自ら普通火災と異つた事情にあるので、稿を新にして其の概況を説明することとする。

非協定會社は讀むで字の如く協定に加盟せざるものを謂ひ、日本共立、大成の二社を指すのである。而て其營業成績は既に一般火保會社と列擧して、數字の説明は一通り済むで居る筈であるが、之等の非協定會社も協定會社も今日の商戰場裡に於ては實際的に殆ど區別のつきかぬ程度迄協定

會社の方で料率を低下して居るので、事實上の相異を指摘することは困難であるが、非協定會社の建前としては大體に於て協定料率の三割安位の處に料率の標準をおいてゐる様であるから、協定側の競争が其の程度迄低下して居る昨今では、勢ひ非協定會社は物件次第では之に對抗した競争料率を以て當つて居るので、實際的に見て協定非協定の差は大體一割程度の値開きと見てよいであらう

然らば非協定會社の料率と云ふものは只漫然と協定會社の料率や情勢を目安として、其下を行くと云ふ丈けの商賣であつて見れば、之等二會社の營業方針と云ふものは、極めて無定見なものに見られるが、決して左様ではない。日本共立火災が最初から協定に加盟しなかつた所以は此程物故せる社長原錦吾氏独自の保險經營理論に基くもので、只獨り協定の圏外に在りて、敢て漁夫の利を獲むことを以て能事足れりとせるものでは勿論なかつた。又往年明治火災時代の僚友各務鎌吉氏と袂を分つて日本共立を創立せる當時の私的交渉が敢て業務的に背反せる今日の立場を作つたものとして因果關係をこゝに求めようとする見方も、故原社長の保險事業に對する指導原理を冒瀆するもので、且つ又孤軍奮闘、克く今日の礎石を築くに至つた故人の識見と功績を侮辱するものである。

即ち原氏には原氏の見解があり行方があつた、危険の撰擇、再保險のコントロール等日常のマネ

ージメントに就ても、取締役會長の要職に在りながら死の直前迄之を直裁し、後繼者の薰陶養成に力闘し後顧の憂なからしむることを忘れなかつた。而て此間氏は如何なる方面の勸説にも耳を傾けず、飽迄一人一業主義を固執して社業の發展に心魂を徹した。今や同社は此の偉大なる柱石を喪つたが、社員一同結束して故人の面目を失はざらむことを誓ひ、向後の發展に勇躍しつゝある。

更に大成火災は如何と云ふに同社は震災直前東京支店内に營業の本據を据き、本格的開業に入つたが、當社は本邦最新の火保會社として聊か立遅れの感がある丈けに、協定會社に追従して、なまじ表面上の拘束を受くるよりも、日本共立並に募集上の自由を得ることが四圍の情勢上必要とされたことが、非協定會社としての存立を意味する所以であらう。

而て同社獨特の募集戰術功を奏して先進會社の牙城に迫り、正味收入保険料に於ては既にして八社を凌駕せるなど業界異數の發展振を示して居るが、何分にも非協定會社として自由競争の強味を持つ半面に、勢の赴く處料率の採算を度外視する傾向を伴ひ、從而收入保険料に對する事業費の割合が高率となり、保険金の賠償力が著しく減殺されるから、經營技術の上に小賠償に因る僥倖が加味されることは否み難い。從而先年函館大火の如き場合は想はざる損害負擔に、準備金の切崩しを

必要とすることとなり、相當の痛手を負はされたことは一般の知る處である。

されば兩社共函館大火の痛棒が九年度決算に多大の影響を與へ、昨十年度に於て漸く常道に復歸し日本共立は八分配當を踏襲、大成火災は若干の利益を繰越し本年度の飛躍に備へつゝある現況である。

小口火災保險會社とは日本動産火災、東京動産火災、日本簡易火災、新興簡易火災の四社にして其の契約の種類は普通火災の場合と少しも異なる所無く、只その特異とする處は一契約高の限度を參千圓とし、且つ保険料の徴收方法を月掛制度となす點にあるが、抑も此種の特種保險はその設立認可の主旨が、庶民階級に對する社會政策的意味を多分に加味せるものとされたるに不拘、保險金の限度を參千圓とせる點に於て一般火保界の實情に即し聊か高額に失すとの非難あり、而も此種會社の特點とせる月掛制度が、普通火災の大體に於て二倍に相當する保険料を分納せしめて、契約期限満了に際し其半額を契約者に返還する建前なるを以て、その期末には必ず返戻金中より契約更新の爲めに要する第一回保険料を天引したる殘額と、繼續第一回保険料領收證を係員に持參せしめ、契約者に對しては僅かながらも貯金の拂戻を爲すか如き態度で、巧みに相手方の歡心を買ひ、否應な

く繼續契約を奪取する仕組なるを以て、普通火災に比し繼續率に於ては極めて優越的立場にあるを以て、一般火災保險會社としては、此の種の蠶食を極度に警戒しつゝあり。

而も普通火災に於ける一物件三千圓未滿の被保險物件の多くは、火保界に於て所謂普通物件（工場其他の危險物件に非らざるもの）と稱するものにして、その保險金の程度が契約密集の如何に依るべけれども、大體に於て再保險（同業者に危險の分擔を求むること）を必要とせず、全額保有し得るを通例とし、而も普通物件は被保險物件として最も危險率低く、利益率良好にして、全營業利益の主要部分を爲すものなるを以て、保險會社として普通物件による保險料收入の多寡は、或る意味に於て會社の盛衰に重大なる影響ありと云ふも敢て過言に非らず、而も亦三千圓前後の大半は之を普通物件と看らるゝを以て、小口保險會社の保險金限度を三千圓とせしことは、普通保險會社としては頗る迷惑千萬のことに屬し、當初主務官廳が此の方面の研究に缺くる處あり、輕々に之を認可せしは、機宜の處置を過れるものとして、痛く當業者の非難を買へる所以である。

されば之等小口會社はその特有の武器たる月掛制度を巧みに利用して普通火災の領域に潜入し、或は認可限度を超へて窺かに三千圓以上の契約に喰入り、偶々監督官廳の發見する處となつて、大

目玉を頂戴する等、其の甚だしきは一件數萬圓の契約に對して一枚三千圓宛の保險證券十數枚を發行せる如き、一般業界への潜入目に餘るものもあつたが、東京動産に於ける東神火災の例に倣ひ、日本動産が先年東邦火災を買収して、互に普通火災への資本的聯携を有するに至つて、兩社共限度超過の契約は努めて之を傍系の普通火災に誘導して、自社の不法契約を戒むるに至つた。

而して昨年京都、共濟兩火保會社と大日本自動車保險會社の行詰りから、之が救濟策として三社合併に仍る新興簡易火災保險會社の創設となり、主務官廳が從來の傳統的保險政策を破つて更に小口火災の新設を認可するや、當業者間に於ては實に晴天霹靂の驚愕にもまして、當に既設三社の浮沈に關する死活問題なりと絶叫して、反對大に努むる處があつたが、之れ一に既設會社の所謂三社協定互壞の因をなすものとしての懸念からであつた。然るに主務官廳の認可最早確實と見るや、此の間の形勢を察知せる東京動産並に日本簡易は豫てよりの協調に基き兩社互に聯携して新興火災の抱込を策し、新興株一部の買収に依つて微溫的ながらも資本的關係を生じたるをきつかけに新興會社をして三社協定に加盟せしめ、小口火災としての協定維持に成功するを得た。

さりながら、新興簡易火災の東動日簡兩社に對する協調は表面的には兎も角として本質的に再保

險關係の稀薄なる小口火災として、取引上の相互的關係殆どなく、從而新興が東動、日簡より受くる事業的援助など豫想せられざるを以て、市井に於ける契約爭奪戦は縁故關係皆無の日本動産に對すると何等撰ぶ處なく、敢然として挑戦しつゝあるを以て既設三社も之が喰込み防止策に就ては相當の警戒を拂ひつゝあるものゝ如し。

されど新興簡易火災としては何分にも既設會社が全國的に契約網を張り殆ど寸隙を餘さざることを、今更立遅れの同社としては割込も亦容易の業にあらず、昨初年度事業成績に就て見るに、總保險料收入二十四萬一千餘圓（次年度の満期返戻金と再保險料を差引けば正味收入僅かに十萬圓内外）を獲る爲めに三十五萬餘圓の事業費を要したる程にて、今の處全くお先眞暗の状態にあり、既設三社側も聊か嘲笑的多寡を括りつゝある如きも萬一、死物狂の競争に代理店手数料たる第一回掛金中より、相當の犠牲割引を敢てし費用お構ひなしの掠奪戦から、惹て協定料率の弛緩を來し、聽ては料率統制の破綻を招來する懸念なしとせざるを以て、此の方面に多大の關心を持たれて居る。

而て小口火災保險界の一般的業績は概ね良好なる如きも、稍ともせば事業費の増嵩に營業收益を見るに至らず、日本動産が損益計算に於て六十六萬餘圓の營業利益を計上せる如きも、本年度新契

約中契約後六ヶ月を経過せる以後の收入保險料は、當然翌年度に於て返戻さるべきものなるを以て此の部分を未拂返戻金として加算せば、到底營業利益を見る能はず、東動、日簡兩社に至つては收支利益金中より資産収益を控除せば、既にして赤字となり、相當窮屈なる商賣を遣つて居る有様である。

業績批判上の注意

現下火保界の情勢は極めて概念的な見方ではあるが、其の概要を知るを得たと惟ふ。乍然右は單に火災保險を通じて損害保險界の趨勢を略述したに止まり、海上保險其他の雜種保險に就ては全然之に觸れず、而も前記一般業界の事業成績表に至つては、單に昭和十年度決算報告書を基礎として摘録したものであるから、火災保險會社の大勢を知る上に誤りなしとしても、東京海上、三菱海上、大正海上、帝國海上、大阪海上、日本海上等の如く、火災保險に匹敵する地盤を海上保險に持ち、收入保險料に於て業績の大勢を支配するに足る數字を擧ぐるものと、然らざるものとは、夫等の數字上の區別なき考課を基礎として、其の業績を批判するは公正を缺ぐ嫌あるのみならず、見當違

ひの結果に陥入る危険を免れ難い。

従而前掲表示の數字も此の意味からすると、一概にその示す數字を以て各社の實勢と斷ずることは不適當であるかも知れぬ。就中收入保険料に對する事業費の割合と危険率の割合は、收入保険料の全部或は大半を火災保険に仰ぐ所謂火災本位のもの、海上保険に於ても亦相當の保険料を擧ぐる海陸併行主義に因るものとは自ら其割合が異なることは留意すべきで、歐洲大戰當時の如く海上保險萬能時代と、其後海陸顛倒して火災保險萬能時代となれる大正九年以後の業界と、又此兩三年前より幾分海上保險の見直せる昨今とは、多大の懸隔を生ずることとなる。

例へば東京海上の如き歐洲大戰終熄後の海運界不況時代に於ては、世界損害保險界に五指を屈する大會社にして、收入保険料三千萬圓餘を贏ち得ながらも、收支相半して殆ど營業利益を見ざる程なりしも、幾分海上保險界の好調を傳へらるゝ昨今は、一躍三百萬餘圓の營業利益を計上せる如き或は又火災保險に於ても全國に普遍的契約網を張るものと、然らざるもの、例へば北海道方面の危険區域（函館の如き）を除外して一つの代理店設置すら肯ぜざる神國海上の如き經營法に仍るものとは、往年函館大火の如きに際して一般的に相當巨額の損失を蒙れる場合にも、神國海上が獨り無

損害を誇つて超然たりし如き、更に又函館大火に於ては比較的損傷輕微なりし日本海上が其の翌年關西風水害に於て、相當巨額の海上保險損害を蒙りたる等ありて、損害保險會社の業績は斯る周期的災害を豫想するとき、一概に一年度の成績を以て比較對照し、會社の優劣を斷ずるは、聊か早計たるを免かれない。

殊に本書に採録せる數字の如きも最近の決算報告書に基くものなれども、會社によりて決算期を異にし、或は三月あり六月あり十二月ありて、等しく分擔契約又は再保險等によりて同一物件の損害を蒙れる會社が、決算期の關係上營業年度を異にして、業績の公平なる批判を不可能ならしめ、例へば本書に於ける千代田火災の如き、本稿締切迄には本年六月末締切の決算書發表に至らず（東京火災、東洋火災も同様六月なれども七月卅一日總會に附議すべき決算案出來せるに依り之を採録す）不得已昨年六月現在決算報告を取り入れたる爲め、同社のみは昭和九年秋の關西風水害の損害が加算せられ著しく他社との比較上不利の立場にあり、従而前記各表中の數字に就ても此點斟酌を加ふるを妥當とする如き夫れである。（十月締切の日本海上も同様）

されば損害保險會社の検討に當つては公正妥當の數字を獲むには、商工省保險局編纂に係る保險

年鑑の十ヶ年平均數字を以てすることが最も正しきものとされて居るが、昭和九、十兩年度の成績は未だ年鑑に現はれて居ないので函館大火、關西風水害以後の業界を語る資料とならず、之を採用せざりし所以である。

業界革正の急務

一、被保險者大衆の認識が先決

筆者は本書の冒頭に於て火災保險界革新の急務を力説した、而も時局は庶政刷新を昂揚し、苟も時流に適せざる秕政は擧げて拔本塞源の大策により、衡平明朗を期すべき秋にあり、殊に火災保險の如き社會政策的施設にして一般大衆と直接利害關係を持つものにおいて、特に然りとなす所以である。されば本書は題して「火災保險の撰び方」となすも、先づ以て業界の實情を有體に暴露しその改む可きは改め、正す可きは正し、以て眞に明朗なる業態に之を誘導する爲めには、經營者の

覺醒は素より、一般被保險者大衆の認識に俟つ處亦極めて大なる可きを以て、先づ會社撰擇を説く前に之等の先決問題から解決してかゝらねばならぬ。

惟ふに一般被保險者が保險契約に際し、眞に保險事業に對する理解と認識を持つて之に當るものは極めて稀れである。只其の會社の有名無名に捉はれ、業績内容の如何を判別することなくして或は資本金の大小、株主配當の多寡を目標として、甚だしきはロボット社長の名に眩惑さるゝものさへあり、而も眼前の保險料を出借しみて極端なる割引を強ひ、之が爲め想はざる契約上の不覺せとり、罹災に當面して肝腎の保險金支拂に物議を醸し、取り返しのつかぬ悲喜劇を演じ、こんな筈でなかつたがと今更契約上の不備を歎く例は決して少くはない。

而て之等の諸問題は別項「契約上の注意」に於て之を詳述すべきも、斯る問題は總て契約者の不注意と認識不足から生じ、假りに訴訟の結果萬一保險會社側に非ありとしても、爲之には數年の長日月を費し保險契約の要諦たる現状回復の時期を逸する結果となり、所謂勝つたが勝つたにはならぬ破目に陥入るのである。されば契約者たり被保險者たる者は概念的に火災保險の何たるかを意識し、常識的には元より法律的にも雙務契約の相手方として當然心得べきことである。尤も今茲に述

べむとする諸問題は契約上直接的のものではないかも知れぬが、苟も被保険者たるものゝ一通り心得べき保険常識として、且つ一面には現下保険界の悪弊除去の爲めの社會問題として、一般大衆の認識す可き點である。

而て保険事業に對する大衆の認識向上は保険界の革正となり、惹て保険事業の進歩改善を促し、總ては被保険者大衆の利益となつて還元し、社會の福祉増進ともなるのであるから、法治國民として且又世界第二の保險國たる面目からしても、今少しく保険常識の涵養に努めたいものである。

二、小口火災を國營せよ

既設小口保險會社の存立無用

現下火災保險界を通じて幾多改廢すべき不合理を數ふる中にも、小口火災保險會社の存廢論の如き最も緊切なる問題の一として、豫而より一部識者の間に論議せられつゝある處なるが、此程小樽市に開催された全國商工會議所理事會に於て函館商工會議所より提案された小口火災保險の國營案が、時宜に適せるものとして採擇に決し、日本商工會議所に提出され同會議所に於て調査研究を重

ぬる事となつたが、之が新聞紙上に報道さるゝや當業者は俄然問題を重視し、内々之が對策を練りつゝある如きも、さる業界新聞人が小口火災保險界に於て重要な位置にある東京動産火災社長反町茂作氏を訪ひ、其の意見を徵せる記事に曰く「自分は此の問題を些程重大視しては居ない。それは函館商工會議所が何故に斯る提案をなせるかの理由が判然して居るからである」と極めて樂觀的口吻を漏らし、其の理由として次の如く述べて居る（以下原文の儘）

函館市は過去に於て數回大火の洗禮を受けてゐるし、殊に昭和九年の大火で三千萬圓以上の支拂をさせられてからは全く各社共警戒し、同地の契約を回避する様になつたのです。函館は素々危険地なのだから保険料も相當高いのだがそれでも採算に合はない、従つて各社はこの地の契約を回避する様になつたので函館市民は漸次保險の恩恵に浴することが出来なくなるし、假りに火災保險を利用するとしても保険料が高くて到底中小商工業者としては負擔に堪えない、其處で火災無盡とか火災講と云ふものを造つたが、これ等は例の大火で全く潰滅して了つたので、結局同市では全國の商工會議所を利用して保險制度を實施しやうと計劃したらしいのです。危険地を取らないと云ふことは保險會社がその使命を果してないと云ふかも知れないが、決してさうではない

保險會社が危険地を取るとなれば現在の料率（對千平均二十圓位）をもつと引上げるか又は全國の料率を今よりもすつと引上げねばならぬことになる、が然しそれは實際上困難であるから危険地を取らないと云ふのです。現在の儘で危険地を契約してると全國の契約者を安全に保償することが出来ぬことになる、即ち一部の人達の爲めに全體の利益を失はせる様なことは保險會社には出来ませんからね——だから函館の商工會議所では全國の商工會議所に保險事業をやらせて、自分達の危険をこれによつて保償させやうと云ふのでせう。この問題なら今更ら始まつたものではなく、昨年秋釧路市に開催された商工會議所理事會の時から問題になつてゐたものです、私は二三日前日本商工會議所に該案を提出すると云ふ話は聞いてゐましたが、まさか日本商工會議所が受理しやうとは思ひませんでしたよ、然しそれにしてもこれは單に商工會議所丈けの問題で政府が實際的に行はふと云ふ處に迄は行きませぬ。云々」

以上反町東動社長の言を要約すれば、小口火災國營の可否に就ては一言も之に言及せず、只慘々大火で迷惑をかけた函館の云ふことだから誰も眞剣に耳を傾けるものもあるまいし、恐らく政府當局でも問題にすまいと簡単に片付けてしまつて居る様である。尤も當の保險業者として國營賛成と

も云へまいから、その點になると肚の中は假令どうであらうとも容易に賛成意見も吐けまいから、氏の立場上已むを得ぬこととして恕すべきであらうが、一面氏の言辭の間にも此の問題が日商に於て可決され全國商工會議所の總意として、政府に建議さるゝ様なことになれば、政治問題化する怖れありとして窺かに警戒心を持つて居ること丈けは、言外にも現はれて居る。

而て氏は「日商がまさか此の問題を受理しようとは思はなかつた」と云ひ、全商理事會が之を採擇したことを寧ろ不思議とするが如き口吻を漏らして居るが、こゝに氏の認識不足があるようである。筆者をして言はしむれば、此の問題が偶々函館商工會議所からの提案なるが故に、問題とするに足らずとする氏の觀察に過りがあるやうである。而て函館が大火都市としての歴史を過去に持つが故に保險業者回避の理由となりそれが爲めに函館市民をして無保險状態に放置するも敢て已むなしと放言する氏の大膽さに寧ろ一驚を禁じ得ざるものがある。

即ち之が寒村僻地のことならば知らず、我國有數の開港場であり、北海本州連絡上の樞要都市として、交通軍事上亦等閑に附し難き都會地を無保險都市とするも厭はずと云ふが如き暴論は政治經濟は元より今日の社會情勢を全く無視したる考方であつて、保險の本義を履き違へたる國策上一顧

の價值なき手前勝手の暴論である。

而て保險經營上果して氏の云ふが如く、社會的集團をなす一都市と雖も保險者の任意に於て契約上除外さるも亦已むなしとせば、眞に保險國策上由々敷大問題で、事業的に社會政策的意義を多分に持つ保險會社として、斯る偏頗の處置を容認さるべくもないから、その事業方法の當否に就き經營理論上の根本的再吟味を加ふる必要が生するのである。

即ち全面的に現行保險料率なるものが理論的に眞に公正妥當なるものなるや否やは、豫而當業者間にも相當疑義のある處にして、況や今日の如く料率適用上の無統制亂脈を極むる實狀に於て、單に函館一市の統計的不採算を理由として直ちに料率上の問題を云々したり、契約を拒否したりするは保險業者自らの不明を暴露し、料率算出の根據を疑はるゝこととなり、現行料率の失當を叫ぶ一部論客中に全日本料率の單一化を唱ふる如き、保險學的に相當根據ある論理として肯かるゝを想へば時節柄斯る小口火災業者の態度は保險業者として相當問題視さるゝは蓋し當然のことである。

而も函館市に對し一般火災保險業も小口火災同様の態度を以て契約を回避するとせば、問題は夙にして尖鋭化し相當深刻な政治問題化したであらうけれども、普通火災は小口火災の僅かに四社な

るに比し元受、再保を通じて四十三社の多きを算し、且つ海外に再保險に仍る危険轉嫁を爲し、無限大の包容力を有するを以て小口火災の如く契約を拒否する必要を認めず、従つて函館市民が小口火災など問題にせず普通火災に申込みことにすれば、斯る不自由は自然解消する譯である。

乍然小口火災が曩にも述べたる如く庶民階級に對する社會政策的施設の一端として、其營業を免許せられ居る事實に鑑み、一面に其存在を許し、半面に斯る當業者の理不盡を默過することは矛盾撞着も甚だしき次第であるから、斷然其免許を取消し國營を以て之に代ふ可しとなし、今次函館會議所が國營案を提議せる所以も、素より普通火災の利用を知らざるに非らず、只同市の如く比較的保險料の高き都市の中小商工業者としては、一時拂による普通火災よりも月掛制度に依る小口火災の低率化を目標としての國營案に期待する處あつてのことと察せられる。

抑も現在の小口火災なるものは、表面上月掛に依るを以て、如何にも庶民階級の便利に解する向あるも、事實は普通火災の約倍額に相當する保險料を徴收する仕組にして、而も保險料即ち掛金を基礎として危険負擔額即ち保險金を算出し、損害保險の危険率算出の原則と全く矛盾せる行方で、普通火災保險の事業方法を逆に應用して其の保險料（小口火災は俗に掛金と云ふ）を一口一圓單位

とし、被保険物件の所在、等級に依つて定めたる一口當りの危険負擔額の割合を定めたるものを以て保険金額となすものにして、恰も生命保険の逆を行く簡易保険の如き形態であるが、聊か生命保険と事業性を異にする火災保険にありては、保険の目的物ありて初めて保険價額を生じ、而て保険金額を定めて、之に危険率を乗じて得たる數を以て保険料となすを原則とするものなれば、小口火災の如く逆に保険料を基礎として保険金を算出する方法に依るときは、掛金一口當りの保険金は常に端數を生じて稍ともせば超過保険ともなり、且又掛金が一口一圓の小額を以て足る爲めには、往々にして無産者の悪用する處となつて所謂道德的危険を多分に孕み、之を保險學的に見れば甚だしく非論理的のものと云へるのである。

剩へ月掛を理由として實際的に収入すべき保険料の倍額を課し、満期半額拂戻を爲すとしても、半期間に收納せる返戻分の利息収入を稼ぐ如きは、當に保険の邪道を行くものなりとし、此の拂戻制度を撤廢せざる限り眞に小口火災の使命に忠實なる所以に非らず、之を評して羊頭狗肉の策なりと覺悟するも、蓋し謂れなしとせずである。

されば今日の小口火災四社を政府に於て買収し、生命に於ける簡易保険の如く之を國營とせば、

被保険者の激増に伴つて保険料は極度の低減を來し、且つ罹災査定の良化に依つて保険金の過剩支拂を防止し、併而超過保険竝に防火防止策の一端ともなり、爲之に生ずる有形無形の國家的利益は蓋し莫大の額に上るべきを豫想されるのである。

而て現在小口火災の契約限度は一件に付三千圓であるから地域的に契約が密集せざる限り、大半は之を自社に保有し再保険に附することなく、假りに再保険に附するとしても小口同業四社間の取引に限られ、普通火災の如く多數同業者間の外に海外迄も再保に附する特約なく、從而小口同業者間の限られたる範圍内の全保有力を以てしては、函館の如き危険區域にありては到低華客の需要を充すに足らず、殊に先年の大火に於て苦き經驗を有する小口業者は、爾來函館全市に於ける保有額の限度を切り下げ居れる關係上、往々にして契約拒否の已むなきに至り、今次の如き問題を惹起するに至れる次第であるから、之が國營化と同時に民業壓迫を避けて保険金限度を壹千圓以下とし保有力を擴充して斯る不自由を一掃すべきである。而も時局は庶政革新の秋に際會し如斯社會的に重要性を持つ事業の國家的統制を欲求しつゝあるときであるから、須く政府當局機宜の處置に信賴して其の實現の速かならむことを渴望して已まざるものである。

三、火保會社の過剰と弱小會社の合同統制

火災保險會社の氾濫と弱小會社の合同論はかなり久しい問題である。尤も之は業界内部の間に於けることであつて、未だ社會的には問題となつては居ないが、監督官廳たる商工省保險局に於ても其必要を痛感して何等かの機會に保險界の調整に乗り出そうと云ふ氣構へ丈けは充分觀取される。

而て火災保險界の現状は曩に之を述べたる如く全面的に行詰りを來し、元受會社三十四社中營業利益百萬圓臺を計上せるもの五社、五十萬圓以上二社、三十萬圓以上四社、缺損四社にして、之を株主配當の上から見ると無配當會社は九社に上り、且つ相當の配當を爲しつゝある會社でも、假りに財産収益を加算せざるときは先づ全體の八割までが無配當となる有様で、營業狀態からすれば大體に於て行詰つて居ることになる。

元來保險事業は銀行事業と等しく信用を第一義とし、其の營業成績は敏感に契約者の頭上に作用するもので、而も損害保險の如く海外に取引を有するものにおいては特に然りとする。而て又苟も營利事業たる以上設立後十年を経過して猶株主配當に事缺ぐ様では、投資者側から見ても洵に迷惑

至極のことであり、且つ又一面に同業攪亂の禍因ともなるのであるから、其存立に就ては種々の方面から相當考へさせられる問題である。

火災保險或は海上保險等の損害保險は危険分散の建前上、本質的に會社數の多きことは便利である。乍然其存立は恒に基礎的にも營業的にも強固なることを必要とする。然るに現下の情勢は營業的に見て絶對安全を保證附ける譯には行かぬ。而も其の因て來る所以は他にあらずして、需要供給の均勢を缺き會社數の過剰が其主因を爲して居る。

尤も保險會社の基本収入たる保險料は保險の目的物即ち被保險資源の増減に仍つて左右されるものであるから、企業の隆昌、産業の開發、貿易の振興等により逐次資源の増加を來し、収入保險料も亦幾分の増加となるべきも、同時に又事業費、支拂保險金等も其割合に於て増加し、純増加益を擧ぐることなど目下の處容易に期待し難い。

而て同業者間に於ける再保險の状態に就て見るに、大會社は大會社間に於て交換再保を行ひ、賣再保險料を買再保險料に仍つて回収して收支の均衡を計り、資本的關係あるものは別として一切小會社に對する援助的取引を行はず、從而小會社は小會社間に交換再保を爲す以外には、大會社より

の買再保険料に仍る収入を期待出来ぬ有様であるから、契約が大會社に偏在しつゝある昨今では到底微力なる弱小會社の更生は見込なきものとされて居る。

(註) 海上保険のみはプールの結成に仍つて中央火災を除く全會社に再保均霑の規約あり
就中業界の札附とされる尼崎、昭和、新日本の三社に至つては、創業以來十五年以上を經過して今猶缺損を繰返し、天下の富豪根津嘉一郎翁を社長とする昭和火災が世上の期待を裏切つて年收百萬圓の保険料すら擧げ得ず、年々赤字續きと云ふ貧弱振りでは、今日の火保界は最早大勢如何とも成し難いのであらう。

然らば大衆危険擔保の重責にある保險會社をして斯る状態に放置し、何故に之が社會問題ともならず、又何故に數多き強大會社を他所に、斯る弱體會社との契約に甘んずるものありやと云ふにその一は例令弱小會社がどうあらうとも、同業氾濫の今日些の不便を感じざることゝ、その二は緣故關係或は保険料の極端なる割引に引摺られてのことで、此分では結局行く處まで行詰つてしまはぬことには、一般人の注意を喚起する迄に至らないのであらう。

然しながら行詰るまで行詰らせて大東、日章兩社(再保險専門會社)の如く破綻を來してからで

は、之が元受會社の場合は一般契約者に迷惑を掛くることゝなるのであるから、其影響する範圍も亦大きい。

然るに監督官廳は何故か袖手傍觀して積極的に乗出す氣配も見せず、又契約者側でも保險會社の内容など調べやうともせず「保險會社と云ふからはまさか其の支拂に事缺ぐこともあるまい」と云つた漠然たる考方で契約して居る様では、果して何時になつたら業界の明朗化を期待し得るや、心許無き有様である。

曩に日章、大東の破綻は、之が再保險會社にして民衆的關係が無かつたので、一部取引關係同業者と株主丈けの迷惑で事が済むだから社會的には關心を持たれなかつたが、若しも之が元受會社であつたとしたら、問題は輿論化して主務官廳監督上の責任を問はるまでに進展したであらう。銀行に於ける大藏省銀行局、保險に於ける商工省保險局は各々法規の命する處に仍つて之を取締り且つ業態を監視しつゝあるのであるから、萬一破綻の爲めに一般民衆に迷惑を及ぼす如きことあらば、其監督上の責任を負ふことは素より當然である。

而て一方之等弱體會社の當事者に於ても到底自力を以ては強化の術なきことを自覺し、何等かの

救援を渴望して、恰かも其日暮しの商賣に憂身をやつしながらも、うつかり合同斡旋でも持ち出さうものなら、一つ間違へば我身のルンペンを覺悟せねばならず、又紙切同様の株券でもいざとなれば欲の皮が突張り、手前勝手のこと計り考へたがるので、まあく遣れる處まで遣つて見ようと云つた状態で、此儘では必ず何時かは一騒ぎ起らねば収まりそうもない。

乍然從來火災保險に於ては未だ元受會社の破綻せる例なく、從而契約上の信頼は絶對的と云つてもよいのであるから萬一、一社たりとも不始末を暴露する如きことあらば、業界は蜂窩を突くが如き結果に陥入り、其影響する處は極めて大なることを知らねばならぬ。

而て斯ふした不安も煎詰れば、之れ同業過剩の然らしむる處で先づ一瞥した處、今日の火保會社は少くとも十社内外は多過ぎる様である。が今直ちに之れ丈けの整理は容易の業でなく寧ろ不可能に近いから、先づ最少限度に止むるとして前記三社の外一二社を加へたる程度の合同強化は是非共此際實行に移し、業界積年の宿題を解決したいものである。但し之を日章大東の如く東京海上の傘下に集めて、結局資本関の擴大強化の一助とするが如きことが、保險統制の目的でないことは乍序存に斷つて置きたい。

而て當今政府に於て各方面に亘つて企業統制を目論見つゝある折柄、特に眼を保險方面に轉じ商工當局を督勵して此方面の研究に當らしめ、弱體會社の合同強化、企業形態の改善に、大に業界革新の實を擧げしむべきで、又當事者に於ても時局の動向を認識し、犠牲的態度を以て其の機運醸成に協力し、以て業界の明朗化を計る可きである。

四、保險料率の統制

火災保險程表面上統制せられて内實無統制を極むるものは他に多く其類例を見ないであらう。即ち日本共立、大成火災の二社を除く内外八十餘社は大日本火災保險聯合協會に加盟する所謂協定會社にして、小口火災四社は之亦四社協定に依つて料率の統制を行ひつゝある如きも、小口火災は保險料が一口一圓單位の月掛制度なるを以て、比較的統制され易きも、普通火災に至つては協定非協定も滅茶々々の状態で、同一地域内に於ける同一等級構造に仍るものでも、同一會社でありながら殆ど千差萬別で、一割引があるかと惟へば二割、三割引と云つた工合で、契約者側から見れば洵に不公平千萬の形である。

元來保険料なるものは萬一の罹災に對する危険負擔料で、根據なく定められたものではないから無暗矢鱈に割引しよると保險會社は立ちゆかぬ。焼けぬと思つたら少々廉くても保険料を稼いだ方がましだなど、歸り車でも値切られた様な氣持では絶対に保險經營は成立たぬ、歸り車はどうせ歸り途を序に稼ぐのだから幾ら安くしようが、空車で歸ると思へばそれ丈けの利得とも考へられるが、保險は引受けた以上焼けを覺悟してかゝらねばならぬ。

從而餘り無理な商賣を遣ると収入保険料に對する危険率が非常に高まつて來るから、その會社は必ず缺損をする。保險會社としては年々利益を幾分宛でも保留して準備金を多くして置かぬと、函館の如き想はざる大火に遭遇すると、會社はその基礎を危ふくし、何時かは被保險者に迷惑をかける結果となる。

であるから、契約者が自分勝手に小利に拘泥して、僅か計りの割引を強ひると、結局は自分の契約して居る會社の内容を自ら悪化させて居ることになるので、此點心して相互扶助に仍る保險の事業性をよく認識し保険料に對する觀念を變へてかゝる必要がある。

元來保險事業は徹頭徹尾數理に基いた事業である。若し保險が數理に基かない事業であつたらそ

れは富籤や賭博同様、まるで運賦天賦の勝負事ではあり得ない、従つて吾人の實生活上何等の信賴を置くに足らぬ結果とならう、けれども保險と云ふものがそれらの經濟生活上偶然に起る災害事故に對し、その危険を多數の人の間に分擔し合つて、その爲めに必要となる經濟的需要を満たすと云ふ文化的制度で、飽くまでも吾人の信賴を繋ぐに足るものとする限り、それは何處迄も數理に基いたものであらねばならない。

されば火災保険料の如きは決して出鱈目に決定した數字ではなく損害填補に充當する純保険料と營業上の諸費用に充つべき附加保険料とから成立つもので、純保険料は火災の填補金に當てるものであるから、火災に關する統計に保險客體の耐火度、環境に於ける火災危険度等を參酌して蓋然率を見出し、それから保險數學に仍つて算出されるものであるが、我國には未だ完全なる火災統計がないので、此の蓋然率が發見されて居ない、そこで現在では大日本火災保險協會で定めた料率表を採用して居る、之が即ち協定料率である。

尤も蓋然率が無いとは云へ、この協定料率は普通物件や工場物件或は倉庫物件等、夫々その目的に従ひその料率構成内容に慎重の研究を積み、損害率や事業費率乃至會社の利益率等に就てもあら

ゆる統計を採り入れ、敢て厘毫も苟もせぬ概を以て算出決定されたもので、逐次改良を加へ來つて居るから今では相當權威あるものとされて居る。而てこそに一厘半錢の無駄が無いことは今日の火保會社の收支の實情が如實に之を證明して居る。

然るに保險會社の過剰が禍して、勢ひ各社間で無謀な競争が行はれ、結局自滅と知りながらも不當の割引を爲すもの現はれ、之爲には事業比率、危険率が高まり、非採算的となつて、疲弊困憊を極める弱體會社が出來て來るのであるが、茲に滑稽なことには之等一二の無謀なる會社の例を見て頻に協定料率を値切りらうとする人のあることである。之は前にも述たる如く保險料金を値切ればそれだけ會社の存立を危くするのは見え透いた道理であるから、一朝火災に遭遇した時、損害填補の保證を欲するならば、大道商人のイカモノを値切る様な觀念で保險證券を買取ることだけは、須らく改むべきである。

元來損害保險にありては、保險料は理論上統制すべきである。即ち國營に非ざる限り再保險を無視して經營が成立ぬ以上、再保險取引の上からも料率の統制は必要である。而て協定会社間に於ては互に再保險に要する手数料を三割と定めて居るが、現在の保險市場は此の手数料限度を競争場裡

に於ける唯一の目標とし、此の範圍内に於て元受契約の割引を遣つても再保險上の差損は無いものとし（尤も已むを得ずであらうが……）二割内外の割引が行はれて居る様であるが、甚だしいのになると三割一杯までの割引も厭はぬものさへある。之では結局再保險に要する手数料は丸損であるから、それだけ事業費の損失となり、收支償はぬことになる。然し一方的に云へば、現にそれだけの割引をしながらどうやらこうやら遣つて居るではないかと云ふ向もあるかも知れぬが、それは資本収益と偶々小賠償に仍る僥倖に俟つ結果であつて、一度大火に際會すれば一溜りもなく蹉跌を來すことは明かである。

然らば保險料の統制維持が斯く必要とされるならば、如何にして之を堅持するやと云ふ問題であるが、蓋し非常な難問題であつて屢々當業者間に於ても研究論議されつゝ百年河清を俟つに等しき有様で、結局一般契約者の保險業に對する認識に仍つて其の自制に訴ふる以外に途なしとされて居る。茲に於て筆者は敢て契約者に對し火保會社の撰び方の一つとして「無暗に割引しても契約を取りたがる會社は必ず其内容が良くない」と云ふ信條を以て會社撰擇上の一要件とさるゝことを提示して置き度い。

五、再保険の國營と保險資本の統制

再保險とは損害保險經營の要諦たる「廣く薄く」の機能化である。即ち損害保險は契約則危険であるから、其の收得した保險料を悉く自社で保有することは、取りも直さず、其の契約した危険全部を自社で負擔することになる。そうなると、一地方、一區域内に契約が密集し、又は大工場デパート其他の大建築物が火災を起すべきことを豫想すれば、非常に大きな保險金を一社で負擔することになり、僅かの収入保險料を以てしては到底之を償ひ得べくもないから、斯る場合には會社は一舉にして破産してしまうことになる。

而て契約は極めて普遍的なものであるから之を悉く收容してゆく上には、どうしても危険の密集化を免かれぬのであるから、地域的に或は又一危険毎にその保有の限度を定め、超過部分は之を同業の再保險に附して責任を他社に轉嫁することが必要である、これが所謂再保險である。

然らば再保險取引は如何なる會社の間に行はれるかと云ふと、協定會社は協定會社との間に又非協定會社は非協定會社の間に於て隨時行はれ、而て折角自社で經費をかけて取つた契約の一部を吐

き出すのであるから、自然之に代るべきものを他社から回収しようと努むることは當然であつて、勢ひ交換再保の實質的な取引が行はれ、大會社は大會社間に中小會社は中小會社間に於て取引さるゝ傾向にあるが、又所謂恩惠的再保險として、その子會社に相當優良なる契約物件を比較的安價に再保する場合もある。而て小會社は別として普通外國會社との間に特別の連繫を有し、世界的保險市場たる英國ロイド・マーケットに相當大きな特約を結び再保險消化の圓滑を計つて居る。

而て我國に於ける再保險専門會社の足跡を見るに左記の如く親會社と資本的連繫を持つものは別として、純然たる獨立經營に仍るものは頗る至難な事業とされて居たが、

親會社

子會社

東京海上^上系

東明火災

東京海上^上系

東洋火災 (昨今元受到轉向)

大阪海上

攝津海上

共同火災

大日本火災

千代田火災

千歳火災

六六

神戸海上

日東海上

第一火災が中途元受會社に轉向し、取残された日章、大東兩社が遂に相前後して破綻し、今日では市場から再保険専門會社の影を没するに至つた。

之は何故かと云ふに大會社は先づ其子會社たる直屬再保險會社にファーストエキセス即ち保有超過分を第一次的に再保し、更に元受の交換再保、ロンドン市場との特約等に充當して残つたものを再保險會社へ向けるのであるから、どうしても危険率の高い物件が折重なつて來る様なことになるので、採算がとれなくなるのは當然で、結局元受會社の喰物にされてしまうのである。

然るに一方前記の如き親會社を持つ直屬再保險會社は、比較的平均されたファーストエキセスが流れ込むで來るので、他會社のおこぼれを一際引受けず、事業費を節約して遣れば頗る採算的であるから、之等の會社では帳簿整理に要する數名の社員を擁する外は一切社員を置かず、極めて小額の事業費で營業收支を有利に導き、概ね一割程度の好配當を爲しつゝありて株主たる親會社や一部特權階級の資本家を肥しつゝあるのである。

斯うした資本家が二重にも三重にもその私腹を肥さむが爲めに、屋上更に屋を重ね、或は元受會社に於ても同一資本系統の下に數社或は十數社を擁して、黄金萬能の夢を見つゝあることも洵に結構であるが、今日の如く世相が變化して來ると、何時までも斯ふした状態が許されるか、どうか頗る考へさせられる問題であらう。

筆者は常に火災保險會社の過剩問題を惟ふとき弱小會社の合同強化の半面に、之等同一資本系統會社の合同をも考へさせられるのである、さすれば元受會社數は現在の約半數に減じ、再保險の消化法が勢ひ資本的關係を離れて一般化することゝなるので、中小會社の潤ひとゝもに會社の勢力が平均して來る、之が日本の火災保險界を調整する唯一道と考へて居る。

されば茲に一つの強力なる再保險會社を設立する代りに、政府に於て小口火災の國營と平行して再保險を兼營し、一面には資金の海外逃避を防止し、且つ戦時に於ける國內再保の施設を全からしめ眞に保險の自主獨立化を計ることを提議したい。斯くすれば國家が再保險料を收受する關係上或る程度迄保險料の統制上にも、又保險事業諸般の施設に對しても好影響を齎らし、企業の合理化を期待されるに至るであらう。

六七

六、超過保険の防止と罹災査定の統一

損害保険契約に於て最も重要な要素を爲す被保険利益、即ち保険契約の目的物の價值觀念に就ては、常に三様の概念に支配されて居る様である。その第一は所謂保険價格で、之は普通價額に立脚すべきこと素より當然であるが、必ずしも普通價額ならざるべからずと云ふ規定もない。事實ある特定の目的物にはその物固有の價格はあり得る、之は當事者の期待から見て當然なことである。さればこそ保険契約の當初に於て、豫め當事者の合意に依り保険價額を評定しておく所謂評價濟保險 *Taxierte Polize* の制度が存在する所以である、だが豫め斯うした評定の無い場合には「損害の生じたる地に於ける其時の價額」に依つて定むべきことは商法第三九三條の填補規定から容易に推測し得る處である。

所でこの「その土地に於ける其時の價額」と云ふ概念は理論的には兎も角として、實際問題としてはその内包が頗る曖昧で少くとも保険契約當時に於ては、何等具體的な價值觀念を構成せしめない。云ふ迄もなく損害保険は「偶然の事故に因つて生ずる損害の填補」であるから、事は未來の偶

然に係り損害は所詮 *Marktzeits* *Mag- Sein* の問題である。從而斯る未來の不定時に於ける物價の變動を豫想して、契約の當初に豫め損害發生當時の保険價格を豫知することは不可能であらねばならぬ。

そこで保険契約者は契約當時の主觀的價值を基礎として保険金額を定め、損害が発生すればそれ丈の金額は否應なく支拂つて貰へるものと直信し、而も極めて雜駁な計算のもとに契約金額を定むるを普通とする、茲に超過保険の危険が多分に包藏され、保険金額と云ふ價值觀念の問題が起つて来る。

而て一般契約當事者の保険金額に對する觀念には、經濟環境に支配される未來の空想が多分に浸潤する爲め、契約當時の價格よりも得て高價に見積られることは人情の自然である。從而契約者の心理を善意に解釋しても尙且金額の膨張性が窺ひ知れるが、世間には故意に保険金額を過大に契約して、以て萬一の場合を僥倖せんとするものが決して少くない。勿論保険金額なるものは保險者責任の最高限度を決定したるものに過ぎず、損害の填補はその時その地に於ける價格に依り、保險金の範圍内で行はれるものであるから、如何に保險金が過大に約束されても、それが直ちに保險填補額

を意味せず、従つて萬一の僥倖を思念したり、保険を賭博化せしむる心配はないようであるが、一朝危険に際會し保険の目的物を全損に販せしめた場合、その片影だに留らない時は、算定の方法を逸して、遺憾なく契約者の射倖の目的を達せしむることとなる。

之等の射倖的乃至賭博的心理動向は尙之を恕すべしとするも、若し保険價格と保険金額との莫大なる相違を許容するときは、時に犯罪誘發の動機となり、詐欺、放火等を誘發する危険なしとせず社會の安寧秩序を害すること頗る大なるものあるを以て、法は夙に此の危険を感受して、超過保險の無効を宣言して居る。乍然實際問題としては、此の無効原則が表現し來るのは多く罹災後であるから、損害査定上の紛議を醸成することとなる。

次に第三の價值觀念は填補價額であるが、之は保険金額とは全然獨立して考慮され、保険價額とはその考察の基礎を一つにするも、唯考察の時期を異にする點に於てのみ異なることは、商法第三九三條の明示する處なることは既に之を述べた、從而原則としての填補價額の概念は極めて明瞭ではあるが、事實問題としては、契約當事者間に最も紛議を生ぜしめ易い點に於て、他の二者よりも更に切實深刻なるものがある。

價損害保険契約に於ては如上三個の價值觀念が、同一目的物の上を巡つて、常に錯落紛合して宛ら値觀念の三重奏を演じ、時には之が爲めに解決し難き紛争を生じ、時にはその爲めに不當の利得を受け、時には又不合理極まる給付と反對給付が行はれたり、數字を基礎に科學的に構成された保険に、之あるまじき不合理があつたり、何處迄も社會公益を旨とすべき保険に却而射倖、賭博、犯罪誘發の機縁を提供するが如き狀勢が伏在する矛盾があり、非違がある、而も損害査定を嚴ならしめ、被保險者の不満を買ふときは損をした揚句に、悪評を放たる、怖れありとして、努めて妥協的支拂に應ずる傾向あり、之が爲めには概ね實損害と見做さるゝ額の平均三割程度の過剰支拂を、餘儀なくされつゝある悪慣習ありて、凡そ罹災者にして保険金を取つた者の大半が所謂「焼け太り」となりつゝある實情に徴するも、如何に損害填補の不公正が而も公然と行はれつゝあるかを窺ふに足る。

而も契約者の私利追求觀念に誘はるゝまゝに、十年前の新築當時に申込める保険金額を十年後の今日迄依然として繼續せる如き例は枚擧に遑なき有様にして、勸誘員は斯る無謀なる申込を拒否せざるのみか、自己の成績向上の爲めには寧ろ此種の過大なる申込を歓迎し、會社當局も亦一應の調

査もせず、喜んで之に應諾する事前者に異る所無し、蓋し會社側として見れば、それが確に超過保険であるかのやうな印象を感じたとしても、一朝損害發生の場合には商法第三九三條の規定に仍り、其時の價額を以て填補する迄のこと、多寡を括り、又場合に仍つては第三八六條の規定に仍つて、豫めその超過部分を無効たらしむることに、自己の活路が幾重にも見出されることを豫期し、保険金額の過大は何等之を意に介せず、否寧ろ保険料の増收を期待して、此種の超過保険を歓迎する傾向極めて顯著なるものが認められる。

然るに説を爲すものありて曰く「保険金額の多少は同時に保険料の多少に正比例するものであるから契約者は猥りに保険金額の過大を志すものに非らず、従つて前記の如き情勢から超過保険を誘導される憂は毫も有ることなし」と云ふのであるが、之が寔に一知半解の言で一應は尤ものやうであるが、苟も萬一を僥倖せむとするスペキュラチブの人間にあつては、保険料の多少は餘りにも微弱な壓力に過ぎない。之れ程の微壓をだに重しとする程の人間なら超過保険を企圖する筈もなからうが、既に超過保険を遣る程の人達にとつては、斯る微壓は素より問題ではない。

而て社會の秩序は保険の賭博化を忌み、法はさまざまの意味に於て、超過保険を畏憚する、その

精神の現れが、商法三八六條となり三九二條乃至三九三條となつて居るにも拘はらず、保険者は却而之等の條文を逆用して保険の賭博化を慫慂し、超過保険を默認することに仍つて、保険料の増收となるを喜び、射倖的な契約者は亦萬一の僥倖を期待して、私利と私利、私心と私心とが互に相迎合して、保険價格と保険金額との距離が益々背離して行く、此處に危険が孕み經營の苦難と社會惡とが知らずくの裡に暗躍しつゝあるのである。筆者は保險事業が許可事業であり、且つその公益性が強調される丈けに、切に此の情勢の默過すべからざることを力説したい。

而て之が唯一の是正策として罹災査定の統一を計り、爲之には商法を改正し或は保険約款を改正して、損害査定を保險業者と切離したる一個の獨立機關の手に委ね、嚴正に之を査定したるものを、保險者は其儘支拂に應ずることとし、更に前項に述べたる再保險の國營に仍つて、個々の契約に對する超過保険の取締を勵行せしむることである。

而も此の査定機關統一に就ては豫而當業者間にも切に其の必要を痛感せる問題であるから、業界革新の第一着手として此の機會に是非共實現せしめ度きものである。

七、震災助成金問題と其の全免の急務

現下當に行詰りの苦境に沈溺せる我が國火災保險業を益々重壓して、その健全なる進歩發達を阻害するのみか、ともすれば其の基礎を轉覆すべき危険をさへ感ぜられ、業界多年の痼疾とさへ云はれて居るものに震災助成金なるものがある。

由來この震災助成金なるものは去る大正十二年の關東大震災に當り、その火災に依る損害は實に數十億の巨額に達したが、保險約款に於て地震に伴ふ火災損害には責任を負はざる旨を規定せる建前上、法律論から觀れば保險會社は毫も損害填補の責任は無かつたのである。ではあるが當時震火の被害が未曾有のものであつたし、従つて火災保險金支拂の有無は商工業復活の如何を決することとなり、その結果我が國の金融界、産業界に絶大の影響を及すとの見地から、被保險者は保險金の全額支拂を強要し、喧々囂々として一大社會問題となるに至り、時の政府も此情勢を袖手看過する譯にも行かず、種々斡旋して會社側の反省を求めたり、又會社側に於ても保險業將來の發展の爲め將又會社の營業政策から見て、華客の悲運を全然見殺しにするに忍びすとなし、結局他の一般契約者に不利益を與へず、株主及び會社の債權者等にも迷惑を掛けぬ程度に於て、被保險者に見舞金を贈ることゝなつた。

然しながら何分にも損害が莫大である爲め、單に見舞金としても多くの保險會社は其の負擔に耐へられない、仍て政府は大正十三年勅令を以て、保險會社に助成金を下付し、保險會社を援助することゝなつた。而して其額は六千參百五拾五萬圓であつた、之を以て各社の正味資産の半額の六分即ち正味資産の三分に相當する金額（年四分の利息を含む）を最長五十ヶ年間貸付け、利益を生じたる場合には、利益處分に優先して政府に年賦納付金を毎年納付させることゝした、之に依り保險會社は罹災者に對し、參千圓迄は一割、五千圓迄は五分、之以上は三分を大體の標準として支拂ひ此外更に罹災地に於る一ヶ年の保險料を拂戻したのである。

當時唯獨り東京海上のみは、總て自己の資産を以て賄ひ、政府の助成金を一文も借りなかつたので、流石は大會社だと、當時の一般世人を驚倒させたものだが、何んぞ知らん當時東京海上は火災に手を染め出してから日も淺く、その當時の契約高は僅かに參千萬圓に過ぎず、従つてその一割を拂出したとしても僅々參百萬圓程度の問題に過ぎなかつたと云ふカラクリもあつた……

それは兎も角として之で問題は一先づ解決したが、その爲に會社は爾後三十年乃至五十年の久しきに渡り、年々多額の納付金を爲さねばならぬ事となり、殊に年四分の複利計算に依り其總額は無慮

壹億四千壹百九拾八萬圓の巨額となるのである、之は實に容易ならぬ負擔ではあるが、兎に角勅令に基く公約であるから、喘ぎながらも今日迄その納付を續けて來たのであつた。

けれども震災以來打ち續いての財界不況に、火保界とても當然その影響を受け、保険料収入の激減、資本収益の低下等、収入減に苦む一方、事業費の膨脹、近年頻々たる大火等、收支の均衡は全く亂れて、各社とも深刻なる打撃に悲鳴を擧げざるものは無い状態となつては、最早年々參百五十萬圓の納付金は、既に苦痛の域を通り越して、絶對不可能の情勢に陥つた、而も遮二無二此義務の履行に殉ずるとせば、各社の基礎に動搖を來たし、折角此所まで築き上げたる我が國の火災保險業は、正に轉覆倒潰の危機に臨む可き虞れさへあるに至つたのである。

如上の事實は誠に切實喫緊のものであり、數年前から既に火災保險助成金納付免除運動なるものが當業者の間に起つて、極めて重大なる問題となつて居るのであるが、然しながら國家の財政亦窮乏を示せる今日、之が全免は容易ならざる問題として、未だ目的達成の曙光をだに見得ぬのは洵に遺憾千萬と云ふ可きである。

筆者の見を以てすれば、火保助成金の存在は現下窮境に彷徨せる各火保會社を重壓して、結局我

が國火災保險業の基礎を轉覆倒壊せしめるものであると云ふ以外に、尙その全免を必要とする幾多の理由が存在するのである、蓋し各火保會社が年々政府に納付しつゝある納付金は、全體何處から捻出されつゝありや、その利益處分に優先して償還すべしと爲す規定から見ても、之は勿論會社の利益の割讓であらねばならぬ、然るに火保會社の利益の根源は、それが資本収益から湧出するにしても、或は又直接保険料から發生されるにしても、歸する所は保険料に在るには相違無く、然らば火保會社が年々納付する火保助成納付金は結局一般被保險者に轉嫁されつゝあるものに外ならず、既に一般被保險者が助成金償還の義務を負擔させられて居るものとするならば、然らば國家は宜しく助成金の償還を全免して、その爲に生ずる國庫の損失を國民の負擔に歸せしめることが寧ろ無用煩瑣の手續を省略し同時に我が國火保事業を危機から救ひ得るの捷徑ではあるまいか、筆者は固く信じて之を疑はない者である。

且又斯る助成金償還の義務を負はされたる内國多數の火保會社は、この義務の負擔に備まされその制縛の下に營業を繼續しつゝある一方、助成金還付の義務なき外國會社及び少數の内地會社が、同一料率で保險契約を締結しつゝあるのは、確に不當の保險料率を契約者から搾取しつゝあるもの

と云ふ可く之は保險事業の如く多分に公益性を帯べる事業に於て容認すべからざる問題である。さればとて之等の會社が納付金に該當するだけ、その料率を低下した場合には多數の納付會社はその營業の大部分を蹂躪せられ、再び會社の存立を脅かされるに至るであらう、斯くの如く厄介至極な問題は、社會公正の見地から見ても即時その全免を斷行し、然る後爲に疲弊困憊を極めて居る弱小會社の合同を慫慂し、我が國火保業全面の建て直しを爲すことが、目下緊急の時務であらねばならぬ。

契約上の注意

火災保險契約は雙務契約なるが故に、契約者又は被保險者に於て保險料を支拂ひ、保險證券を受領したが最後、何の義務も負はず、只罹災の場合に於ける保險金請求權のみが残るの地位に考へたら大間違である。

尤も普通一般の場合にありては大體左様に考へても可然であるが、往々にして罹災に當面して紛争を醸す例が尠くないので茲にその主なる實例を擧げて参考に資することとする。

保險證券を必ず一讀せよ

火災保險の損害發生時に保險者と被保險者との間に支拂上に就いて紛争が起る場合、損害額の見積に就ての見解の相違は双方の妥協に依つて解決出来る問題であるが、契約上の根本に缺陷がある場合は仲々面倒である。斯る問題は如何なる場合に起るかと云へば、契約者又は被保險者に於て火災保險を單純に考へ過ぎて、保險證券を一讀せず其儘不用意に仕舞込むで、證券の査閲を行はなかつた結果、契約者の手落ちから起る問題で、此場合は概して被保險者側の不利に了るを通例とするから、必ず證券を熟讀して契約上に不備はないか、間違ひ等は無いか、又契約者又は被保險者に於て將來發生することあるべき告知義務等に就ても充分之を理解して居ないと、いざと云ふ場合に思はざる不覺をとることがある。

であるから、保險證券は必ず表裏共一度は丁寧に熟讀しておくことが肝要で、殊に普通約款の外に特定條項が添付してある場合等は特に其邊留意が必要である。

空地割引條項の悪用

之は極端な一例であるが、契約者が餘り保險料を値切つた爲めに、勧誘員の口車に乗つて空地割

引條項を適用されて、後に問題が起つた事實がある。即ち契約者が保険料を餘り極端に値切つたので勧誘員の方でも應じ切れず、保険の目的物の周圍に空地のあることにして空地割引の方法に依ることを勸説し、事實空地の無いのに不拘、三方又は四方に若干の空地あるが如く装つて特別料率で契約し、契約者は保険證券を受領しても、裏面に空地の特約條項が添付され「罹災の際約定通りの空地が無かつたら保険金を支拂はず」と云ふ意味のことが附記されて居ることも氣付かず、表面の金額と場所氏名等の個所のみを見た丈けであつた爲めに、焼けたときに此特約條項が物を云つて保険金が取れなかつたと云ふ實例があつた。

問題になり易い告知義務違反

火災保険の告知義務と云ふことは契約上非常に大切なことでありながら、契約者又は被保険者が之を怠つたり、或は又そうした義務のあること自體を知らずにその手續をとらなかつた爲めに、物議を醸したりする例は相當に多い。

然らば告知義務とは何か？即ち前項の空地割引の如きもその一例でこの場合は告知義務違反に當るのである。告知義務は商法第三九九條第二項及同四百十一條に明示する處に従ひ、保険約款に規定

さる處のもので、契約者又は被保険者が保険者の爲めに危険測定上の通知義務を負はさるゝもので被保険物件の危険制定上必要な事實に就て保険者の需めに應じて事實を申告し、又契約後に於てもその契約期間中危険の増減變更に就ての通知を爲すべき義務を負ふことである。

尤も危険の減少或は消滅したる場合は兎も角、變更増加したる場合が特に問題になるのであるから注意を要する、例令空地割引を適用さるゝ状態に於て契約したものが、後に至つて周圍に家屋が新築されて所定の空地が無くなつたり、或は普通の住宅として契約したものが、途中セルロイド玩具商に貸與したり其他危険の増加と見做さるゝ状態になつた場合に、其の事實を申告して保険者の承認を求めておく等である。

現に問題になつた一例として、さる家主がその所有家屋をある玩具商に住宅として貸與し火災保険に附して置いた處、その玩具商は程遠き場所にある店舗が手狭の爲めに、何時の間にか住宅の一室を活動寫眞玩具の貯藏場にして置いた、勿論家主はそんな事實に氣付かず、又借家人が玩具商だから店に置き、れぬので少々自宅へ保管してあるのだらう位に簡單に考へて居たのであらうが、偶々その貯藏せる玩具のフィルムに引火して家屋は烏有に歸してしまつた、處が保險會社は家主が

住宅として契約しながら斯る重大なる危険の増加を告知しなかつたと云ふので、保険金の支拂を拒むた実例がある。

斯ふしたことは洵に不用意の間に起る問題で契約者の悪意或は重過失と見做すことは餘りにも酷い様であるが、その判断上の問題は別として斯る事實があつたことだけを記して置く。

次に動産を保険に附した場合、他に移轉するときなどは、必ずその移轉前に移轉先を通知して承認を求めて置くことである。若し移轉後に告知しようなど、手續を怠つて、萬一移轉直後に罹災した様な場合には保険會社は勿論保険金の支拂を拒むこと必定であるから、如斯苟も危険の増減變更に就ては必ずその事前に告知義務を忘れぬ様心掛く可きである。

以上の外之に附随した問題は多々あるが之を要するに保険約款に定められたことを、契約者の方で氣付かずに起る問題であるから、本書の讀者は今直ちに證券を取り出して、改めて約款其他を熟讀して見ることをお勧めする。

損害防止と破壊消防

火災保険に就て今一ツ心得て置かねばならぬことは、損害防止と破壊消防に就てのことである。

こんなことは、保險者から見れば餘りにも見え透いた問題でと馬鹿々々敷も感ぜられるが、實際的に社會人がどれだけの理解があるか疑問であるから、こゝに記すことゝした。

去る昭和六年五月十八日内務省警察部長會議で時の秋田縣警察部長萱場軍藏君（現警保局長）が大眞面目に提議した問題の中に「火災に於ける破壊消防に仍りて蒙れる損害に對し保険金を支拂はしむる様法律制定の件」と云ふのがあつた。

當時筆者は此の事實が新聞紙上に報道されるや、餘りのことに一驚を喫し内務省を訪れ又當の萱場君にも會見して現に商法に判然と規定されて居る事實を警察部長ともあらう者が知らず、又一應の研究もせずに大眞面目になつて本省の會議に提議したのだから、聊か驚かされると揶揄したことがあつた。

現警保局長萱場君にして、嘗てはそうした過まれる考方をした位だから、一般人が知らぬのは寧ろ當然かとも察せられるので茲に商法の條文を掲げて御参考に供する。

商法第四百十四條

被保險者ハ損害ノ防止ヲカムルコトヲ要ス、但之カ爲メニ必要又ハ有益ナリシ費用及填補額ガ保險金額ニ超過スルトキト雖モ保險者之ヲ負擔ス

斯様に條文は極めて明瞭である。即ち被保險者は火災に當面して出來得る限り被保險物件の損害は勿論、他への延焼をも防止する義務を負ひ、之に要する費用は保險會社が支拂ふと云ふのであつて、蓋し立法精神は破壊消防其他各種の防火行爲に依つて被れる損害金は保險金の限度を超へても其實損額を保險會社に於て負擔するの謂である。

當時萱場君は筆者の質問に應へて「自分は保險法や約款上如何に扱はれて居るかは知らない。然し實際問題として秋田市の大火に於て目撃せる事實に徴し、大いに考慮すべき事案であると痛感したので、主務當局の参考に資した譯である。

夫れは、當時、自分は、親しく、火災現場に、臨み、部下を、指揮、督勵して、居つたが、火勢益々、擴大の、怖ある、爲め、出動、軍隊をして、破壊、消防を、敢行せんとしたが、一部家主の強硬なる反對に遭ひ、活動部隊は躊躇逡巡して破壊作業に着手する能はず、是れが爲め想はざる延焼を來した。

此時自分は反對を押切つて斷乎破壊を命じ漸く火勢を喰止め鎮火するに至つたのである。

斯くして其翌日當時の事情に就て詳細の報告を求めたる處、意外にも家主の破壊消防反對の理由が「**焼ければ保險金が貰へるが、破壊されたんでは貰へない**」と言ふ觀念から強硬に反對

したものである事が判つた。

茲に於て自分は民衆の斯ふした火災保險に對する觀念が當局の機宜の策を誤らしめ又は之を阻害する事に仍つて、意外の大事を惹起した實例は敢て秋田の一例に止まらないと信じ、果して然らば是等に對し保安上何等かの對策を講ず可きである事を痛感した次第である云々」

と述べた、眞に法律を知らぬからだと許り笑へぬ事實として茲に披露せる次第である。

火保會社の撰び方

筆者は茲に火災保險會社の撰び方を説く前に外國會社に就て一言するの要ありと信ず。我國に於て現在營業に従事しつゝある外國會社は約三十社にも及び、之等の諸會社は何れもその本國に於て押しも押されぬ一流會社であらうかも知れぬが、その大小、良不良は假令どうあらうとも、我國に於ける保險事業が劃期的の躍進を遂げて、今や生命損害を通じ世界第二位の保險國になつた今日何を苦しむで外國會社を頼むの要あらむやと云ふ問題である。即ち國際的再保險の交換取引は別と

して、外國會社に比し些の遜色なき四十幾社の内地會社を無視して、外國會社と契約の必要は毫も無い筈であるから、筆者は外國會社の存立無用を宣して、茲では一切相手にせぬこととした。

偕て内地會社四十幾社が外國會社に比して些の遜色が無いなどと大口叩いたものゝ、聊か大言壯語の一人よがり、餘り自慢にならぬ許りか、少々お恥し部類の無いでもない、之等弱體會社は合同強化の上面目を一新して出直して貰ふことゝしたい。

さるにても、四十幾社の内地會社を撰擇すると云つても、果してどの會社が一番優秀でどの會社が一番劣悪であるかは、容易に決定し難い問題である。何故なれば如何に資本的に大きからうが、保有資産が多からうが、収入保険料や利益率が多からうが、考課狀面に現はれた丈の事實で判断することは頗る危険である。

同じ資産にしても内容的に分類してその運用状態を明かにして居らず、火災、海上其他兼營事業別に收支が分類されても居らず、事業費と諸手数料の關係が判然とせず、震災助成金の未納金が何程あるやら判らず、甚だしく簡單なものになると、總收入總支出差引損益として所謂三行半であつさり片付けたものがあつたり、決算報告の發表方法が寔に不統一であるから、内容的に立入つて公平

な判断を下すことは不可能である。

然らば如何なる方法に於て之を撰擇すべきやと云ふことになるが、先づその方法に先立つて撰擇上の觀念を定めてかゝる必要がある。而てその撰擇上の觀念には凡そ二つの場合を想像される、即ち保險會社の株式に對する投資的觀念と保險契約上の觀念であるが、本書の場合は蓋し後者の爲めに筆を採りつゝあるのであるから、茲では一切投資的立場を離れて保險會社の見方、撰び方を考へることとする。然らば契約上の觀念に於て保險會社を如何に撰ぶ可きやと云ふに、概して保險事業は監督官廳の監視下にあつて、毎月詳細なる事業狀況報告書を提出せしめ、隨時會社の本支店に臨検して帳簿其他財産上の検査を勵行し、必要と認めたる時は營業の停止を命じ、又業務執行の方法、若くは計算の基礎變更を命する等、所謂實體監督主義が相當峻嚴に行はれる外、責任準備金、支拂備金其他準備金の積立が、保險業法に依つて強制されて居る等、被保險者の利益は可成り嚴重に確保されて居るから、苟も契約上の危険は先づ絶對に無いと云つてもよいのである。

果して然らば何も契約上敢て保險會社を撰擇する必要はないではないか？と云ふことになるが、蓋しそうである、然し今日世上一般の契約者中には寧ろ之を反對に考へて、生命保險と一様に解釋

して、損害保険も大會社主義に契約が偏在しつゝある傾向があるので、筆者は茲に業界の全貌を暴露して、保険事業に對する大方の認識を求め、然る上にて契約上の公正なる指針を與へむとしつゝあるのである。

即ち契約者の立場からすれば、要は保険金の支拂に事缺がざる以上は、何れの會社へ契約しても實質的には何の撰ぶ處は無いのであるが、只一部の弱體會社になると週期的大火を想像すれば一寸考へさせられぬでもないので、現在の儘で合同強化策も施さず此儘で行くと云ふのなら、筆者としては乍遺憾大裁判を押して保證する氣持にはなれない。

が殘餘の諸會社になると大は大なり、小は小なりに固まつて、基礎が出来て居るから先づ問題は無いと云つてよからう。即ち前にも述べた如く各々自社の實力に比例して一區域、一特定物件に對する保有限度が定めてあり、その超過分は特約其他に仍つて再保險に附し、常に會社の基礎を危くせざる範圍の保險でなければ引受けぬから、大體に於て大會社であらうが小會社であらうが、危險擔保の實質的效果には變りないことになる。

只毎期缺損をしたり、代理店の未回收金が多かつたり、事業費率や危険率が高過ぎたり、責任準

備金が保有保険料の五割にも達せぬものや、又は責任準備金が年々減少してゆく様な會社は注意を要するものと見て差支ない。

要之本稿執筆に際して痛感せることは、曩にも記した様に各社考課狀不統一の爲めに、自信ある判斷に惱める點で、左に掲ぐる短評の如き聊か隔靴搔痒の感なしとせず豫め之を諒とされたい。

日本火災保險株式會社

當社は川崎財閥系の統帥する大會社にして明治廿五年の創業に係り、業界の所謂一流會社として信用極めて厚く、其計上する資産勘定實に貳千八百四拾餘萬圓に上り、諸積立金壹千六百拾九萬餘圓に達し、年度末利益金壹百貳拾參萬九千餘圓を計上する豪華振は眞に日本火災の名に恥ぢざるものがある、先づ保險會社も此の程度迄發展すると追がに撰擇上の問題を超越して見られるから、敢て贅言を要しまい。

日本共立火災保險株式會社

當社は其總帥者たりし故原錦吾氏が明治火災を脱して、明治四十三年創立せる本邦最初の非協定會社として著名である、原氏は人も知る如く往年明治火災在任當時は損害保險界の雙壁として、海上保險に於ける各務鎌吉氏に對する火災保險の重鎮として、其の頑固一徹と共に業界の一異彩として有名であつたが、又その火災保險に對する識見も、自ら第一人者を以て誇る唯我獨尊振を遺憾なく發揮し、業界を縦横に馳驅して協定会社と敢然挑戦し、出ては料率の低廉を武器とし、入りては事業費の緊縮再保險のコントロールに萬全の注意を拂ひ、世界有數の某外國會社との間に強力なる再保險の特約を有して、再保險消化に遺憾なきを期し居れる爲め、去る函館の大火に際しては相當多額の損失を蒙れるも、再保險のコントロールよく昭和八年度決算（九年六月末日現在）に就て見るに、收入保険料と支拂保險金との割合は實に九割九分なりしに不拘、再保險の回収約六割を得、且つ責任準備金及特別準備金等相當豊富なる積立金を擁せる爲め、之に仍て支辨し、格別の影響を受くるに至らず、而も平常の利益率を計上して株主配當年八分を敢行せる餘裕を示して、業界人を嘖然たらしめた。

而て次年度即ち昭和九年度決算報告書（昭和十年六月末日）に就て見るに業績常態に復して著し

く良化され、正味保険料に對する正味支拂保險金の割合は僅かに二割二分にして事業費率も諸手数料社費を合算して六割餘に止まり、先づ上々の成績と云つて良い。之れ一つに原氏獨裁下に於ける當社の面目を示すものとして、その將來を囑目されて居たが、此程突如氏の逝去に遭へるは遺憾である。されど故人の遺せる社礎盤石にして、昭和十一年度即ち十一年六月末日現在の決算は、更に優秀の度を加へ近年になき好成绩として來る八月廿九日の總會が期待せられて居る、猶當日後任社長專務の決定ある筈にして、未だ數字的には正式の發表なきを以て前記各表（二六頁乃至三四頁）は昭和十年六月末決算に依れることを附記して置く。

日本海上保險株式會社

當社は大阪の大資本家右近家一門の經營に係る本邦有數の古參會社にして、其資産勘定壹千八百七拾七萬餘圓、諸積立金六百餘萬圓を有する一流會社にして、其着實なる營業振りは寧ろ堅實味を超へて頑固を以て知らるゝ内容極めて良好なる會社である。而て當社は決算期が十月締切となつて居る爲め、本書に採入したる數字は悉く昭和十年十月決算に依るものであるから、その年度初頭に

於ける關西風水害に仍る損害が加算されて居る爲め、他會社との比較上頗ぶる不利である、而も本社を大阪に置き、巨多の海上保險契約を有せる當社のことゝて、その損害實に貳百八拾五萬圓を算したる程なりしが流石に年來の強固なる基礎には些したる影響を及ぼすことなく、此の一大災厄を克服し大會社としての眞價を發揮するを得、猶年一割の株主配當を維持して、綽々たる餘裕を發揮したるは驚歎に値するものがある。而て本年度は近年になき良好の成績を挙げつゝあるを以て、來る十月の決算期には相當多額の剩餘金を計上するものとして期待されて居る。

日本動産火災保險株式會社

日本簡易火災保險株式會社

東京動産火災保險株式會社

新興簡易火災保險株式會社

右は別項小口火災の近況並に小口火災國營論に於て其大要を盡して居る、筆者は年來の持論たる

國營論者として、之等の存立を認めないのであるから、之を撰擇上の對象とする矛盾を避けることとする。

豊國火災保險株式會社

當社は總株式六萬株の中約三分の一たる一萬九千八百株を東京海上に依て占められ、所謂東京海上系と目さるゝ會社で、創業以來二十五年目に相當し、其營業振は極めて堅實である。即ち二十四年度決算報告書に就て見るに曩に記せる如く營業收益は三千圓の缺損、資産收益二十萬三千圓とありて假令三千圓の少額にせよ營業的に缺損を出せる以上、餘り堅實なる營業振とは稱し難きに似たれども該表は責任準備金の内容に觸れず、單に營業收支の計算に仍れる關係にして、之を詳細に検討するときは、營業利益十六萬六千圓となり、當社が如何に社内保留に重きを置けるかを窺ふに足る、即ち

責任準備金	二十三年度	二十四年度	比較増減
	二、四〇八、一〇〇圓	二、四〇九、〇〇〇圓	九〇〇圓増

支拂備金 三六三、〇〇〇圓 二六〇、八〇〇圓 一〇二、二〇〇圓減

計 二、七七二、一〇〇圓 二、六六九、八〇〇圓

法定責任準備金 一、〇二二、五四六圓 九四四、二〇七圓 六八、三三九圓減

二十三年度（自八年十一月至九年十月）及二十四年度（自九年十一月至十年十月）に於ける責任準備金及支拂備金の内譯は前表の如くにして、二十三年度の支拂備金三六三、〇〇〇圓は關西大風水害に對する海上保險と其他の火災保險損害にして當該年度中に支拂完了せざりしものに對し其概算見込額を計上し積立てたるものである、然るに之等の損害に對しては二十四年度中に殆んど全部支拂を了した、即ち二十四年度損害計算書中支出の部に記せる保險金額一、五一六、七三一圓中には之等二十三年度中に發生せる損害に對する支拂を包含し、更に前年度より繰越分及二十四年度中に發生せる損害にして當該年度中に支拂完了せざりしものに對し其見込額二六〇、八〇〇圓を積立たのであるから、二十四年度に於ける眞の損害額は以上の金額を精算したるものならざる可らず、仍而其差額一〇二、二〇〇圓は二十四年度の利益として計算さるべきものである。

次に保險業法施行規則第二十七條乃至第二十九條規定の法定責任準備金の積立に付ては前記の通

り二十四年度に於ては六八、三三九圓を減少して積立つれば可なるを以て該金額も二十四年度の利益として計算さるべきもので、以上を綜合するときは二十四年度に於ける當社の營業利益は一六六、〇〇〇圓餘の利益となるのである。

東京火災保險株式會社

當社は人も知る本邦火災保險の開祖にして、實に明治廿一年の創業に係り、吾國五大財閥の一たる安田王國の經營になる第一流會社として著名である。諸積立金壹千五百餘萬圓年度收入保險料壹千五百萬圓を超へ、利益金壹百四拾六萬餘圓株主配當年壹割五分を計上する豪勢振で、而も業界異數の人物として衆望を一身に擔ふ當代の風雲兒南莞爾氏を社長に、其の整然たる經營振りは業の内々に絶大なる信用を博して居る。

東京海上火災保險株式會社

當社は本邦損害保険界の鼻祖にして明治十一年の開業、主として海上保険に重點を置き今日の大を爲し、關東大震災直前より火災保険を兼營し、老なる資産を擁すること業界第一位にして、その公稱資本金七千五百萬圓、諸積立金實に一億に垂とする世界第一流の會社として知らる。會社撰擇の對象として彼是批評するの聊か野暮臭いので之を避ける。

東洋海上火災保險株式會社

當社は強豪東京海上の子會社格で、小粒ながらガツシリとした内容極めて良好な會社である。拂込資本金が少ない割合に利益金が多いから、年一割の配當を遣つて猶綽々たる餘裕を持つて居る。但し當社決算報告書の勘定科目中當年度危険損失金及其他の諸支出とあるもの、内容判然せざるを以て、之を大半損害金として此儘を正味保険料で割つて危険率を見ると六割四分となり、相當の最率となつて居るが、一面に事業費の方では流石に最優秀の成績で僅かに三割強に過ぎず他社に冠絶して居る。此處等に東洋海上の面目が窺はれる。

東洋火災保險株式會社

安田系の強豪東京火災、帝國海上が年々巨額の收入保険料に多大の利益を擧げ、同業及海外に賣出す再保険料が數百萬圓を算する折柄、其直屬再保險機關として生れたのが當社である。(社長は東京火災の南社長兼務)

而して創業以來十年餘は専ら東京火災始め安田系諸會社の優良再保險を引受け、順風滿帆の好成績を擧げ、利益は努めて社内に保留し、徒らに高率配當を行はず近々數年にして壹百六拾萬餘圓の諸積立金を算するに至り、先年竿頭一步を進めて元受市場に進出し、堅實なる營業を持続して一割内外の株主配當を行ひ、昭和十年度即ち本年六月末に於ては、株主配當八分と決定、着實なる決算振を示した。

東神火災保險株式會社

當社は小口火災東京動産火災の姉妹會社にして、反町茂作氏兩社長を兼務す。大正九年創立の新

進會社であるが、奈何せむ歐洲大戰後の反動景氣に煽られ、先進強大會社と群小會社との間に伍して相當激烈なる競争に苦節十五年を閲したるも、業礎未だ定かならず一進一退の業績は彼岸への到達未だ遠きを想はしむるものがある。

東邦火災保險株式會社

當社は明治四十四年の創立に係り一時は相當の業績を示せるも、後社業衰退して其危急を傳へられたるも、昭和七年日本動産火災に買収せられ、保險學の權威として、知らるゝ法學博士粟津清亮氏を社長とし、又保險實務の大家近藤成虎氏を常任重役として配するに至つて、一兩年を出でずして内容一變し昭和八年度は業績頓に良化し、拾萬餘圓の純益金を計上するに至つたが、翌九年函館の大火に相當の打撃を被りたるを以て、減増資に仍る徹底的資本工作を施して、内容の整備に當り不良資産の切捨、責任準備金の増加等資産内容の堅實化を計り、年度末剩餘金四萬餘圓を上げ、茲に確固不拔の社礎を築きて、向後の飛躍に一段の光彩を添へむとしつゝあり。

千代田火災保險株式會社

當社は生保界の雄、千代田生命の姉妹會社にして、財界の大御所勅選議員門野幾之進氏を社長とし、總資産勘定壹千四百參拾萬餘圓、收入保険料五百六拾餘萬圓を計上、年度末利益金五拾萬餘圓を擧ぐるも、茲一兩年は函館大火、關西風水害等災害相次で起り、相當の影響を被れるも、鞏固なる基礎は微動だもせず、責任準備金の切崩し等を行はずして、年度收支に於て之を補填して猶四拾萬餘圓の利益を擧げ、而も社内留保の増加に重點を置き、株主配當は六分に止め、悠揚迫らざる大會社としての襟度を示してゐる。

中央火災海上保險株式會社

當社は創業以來年を閲すること既に二十有五年、貝島一門を筆頭大株主とし、我國傷害保險の先驅者として知られたが、傷害保險は初期の如く發展性なく、結局火災保險に主力を傾注し、海上保險に於ても若干の進況を見せつゝあるが、未だ遠く火災に及ばず、昭和十一年度に於ては總收入保

險料參百拾五萬圓を擧げ、前年度に比し五十餘萬圓の増收と云ふ異數の發展振を示した。普通火災保險會社も三百萬圓の保險料を獲得する様になれば、先づ一人前と謂はれて居るから、廿五年の成年期に於て晴れて一人前の保險會社に成つた譯である。

が然し未だ内容的に今一步と云ふ處にあり、今暫く優先株の配當などを見合せ、責任準備金の充實に資する様心掛けなば將來は立派な會社として延びゆくであらう。

大阪海上火災保險株式會社

當社は明治二十六年創立の古參會社にして大阪商船會社と姉妹的關係にある大會社である。公稱資本金壹千萬圓、總資産壹千九百四拾萬餘圓、諸積立金六百五拾萬餘圓、前期利益金八拾萬九千圓を計上せる内容極めて良好の會社にして、押しも押されぬ貫録を示して居る。

大倉火災海上保險株式會社

當社は大倉喜七郎男一門の經營になり、明治四十四年の創業にして既に廿五年を経るも、業績振

はず、考課狀簡單にして收支の内容判然せず、十二萬五千圓の利益を計上し年五朱の株主配當を行ひ居れるも、責任準備金の如きは僅かに四十二萬圓を有する程度にして、内容餘り良好とは申されず。

横濱火災海上保險株式會社

當會社は創業明治三十年の老大會社にして九百貳拾萬圓の諸積立金を有し、利益金九拾七萬參千餘圓、株主配當年一割二分、東都財界の重鎮井坂孝氏を社長とし信用厚く一流會社の貫録充分である。

神戸海上火災保險株式會社

當社は神戸岡崎銀行頭取岡崎忠雄氏を主宰者とする所謂岡崎系の會社にして、横濱火災の横濱に於けるが如く、吾が西部貿易港たる神戸に本據を置き、營業狀態、資産内容も亦兩社相匹敵するものがあり、當社本年度利益金七拾貳萬圓株主配當年一割であるが、何故か當社は決算報告書中收支の内譯を示さざる爲め營業狀態不明である。

大正海上火災保險株式會社

當社は三井大財閥の資本下にあり、大正七年の創業にして未だ二十年を出でざるに、諸積立金壹千參百六拾萬餘圓を算し、旭日昇天の勢にあり、此程來東京海上に習つて増資を計劃し申請中なるも、主務省の内意未だ決せず、株式は此の増資を見越して一躍奔騰し拾貳圓五拾錢拂込株が壹百圓臺に上つて居る。

太平洋海上火災保險株式會社

當社は關西の資本家中村準作氏の經營下にあり、大和海上との新設合併後、本格的に火災保險陣營に華々敷戰線を展開せるも、何分漸く十一期を経たる本邦最新の火保會社支けに、猶數年の星霜を要すべきに、十年の先輩大倉火災と比較して資産内容に些の遜色なく、責任準備金の如きは却而當社の方が多分の餘裕を持ち、而も當社々長の方針として利益配當を焦らす、内容の充實化を計つて居るから、數年後には相當の躍進を示すであらう。

辰馬海上火災保險株式會社

當社は總資本の約半數を東京海上に於て占有する會社であるが、往年神戸、辰馬家直營當時は内容極度に悪化して遂に挫折の憂目を見たるを、東京海上の救援を享くるに至つて、辛くも其姿態を整へ拂込資本金六拾萬圓に對し、責任準備金七拾參萬餘圓を有し、資産内容の整備漸くなり、東京海上系諸會社の再保險によつて收支の均衡を維持し、兎も角も五分の株主配當を行ひ得る迄になつた。

第一火災海上保險株式會社

當社は大正六年純然たる再保險會社として生れ、爾來經營意の如くならず、後轉じて元受會社となりたるも、豫期の成績を擧げ得ず、遂に安田財閥との提携を策し、東京火災、帝國海上等に於て資本の一部を肩替りし、専ら之等の援助下にありて營業を持続し、利益配當を行ふ迄になつたが、函館大火に依つて相當の影響を受けたる爲め、徹底的補強工作を加ふる爲め、茲一兩年は内容の整備

に當り、此程其工作も一段落を遂げ、東京火災、帝國海上の後援下に戦線の擴大に努めつゝあり、配當復活近きにあるものゝ如し。

太平火災海上保險株式會社

當社は村井一門の没落により安田の經營下に轉じ、漸次社運を挽回し、順調の成績を挙げ來れるも、函館大火後の内容調整に茲一兩年は利益配當を中止し、専ら社礎の堅實化を計り前期拾萬圓千餘圓の利益を挙げたるも、未だ配當の域に達せず、今期あたりから四分乃至五分の配當復活を期待されて居る。因に社長は東京火災の南社長兼務す。

大成火災海上保險株式會社

當社は臺灣の金傑林家一門の支配下にあり、關東大震災直前の開業に係り、震災當時は未だ創業早々の際として關東方面に於ける契約亦幾干もなく、東京海上同様自力出捐金一割を據出し、恰も初陣の門出に宣傳の實彈を投じて得々たりしが、爾來懸命の努力酬ひられて、早くも先進弱小會社を

尻目に一時は異常の進出振りを示したが、偶々函館大火に想はざる不覺をとり、其の損害額も業界隨一の稱ありたるに不拘、よく此の非常時を克服して敢然保險者の責務を果し、九年度損失金九萬圓を出したが、十年度に之を償却して壹萬六千餘圓の利益となり、十一年度たる今期は捲土重來の奮起に仍り相當の利益を獲得するものと期待され、前途を囑目されて居る。

大北火災海上運送保險株式會社

當社は東京商工會議所會頭中野金次郎氏を社長とし、同氏の主宰する國際通運會社と姉妹關係にあり、當社も函館大火に際しては、正味損害拾五萬餘圓に上り、此程度の會社としては相當の痛手を被つたので、九年度は殆んど利益なく、昨十年度に於て常態に復し、七萬六千餘圓の利益金を上げ株主配當年五分を復活した。

當社は拂込資本金壹百萬圓にして、資本金の少額なることゝ、震災助成金少額なりし爲め既に之を完納して配當餘力を有する結果、利益の少額なるに不拘五分配當が容易である。

大福海上火災保險株式會社

當社は所謂東京海上系の子會社で各務鎌吉氏の弟分たる現文相平生三郎氏を主宰者としたりしが、同氏の政府入りを機として辭任、現東京海上常務鈴木祥枝氏暫定的代表重役として代る。

拂込資本金壹百貳拾五萬圓に對し、諸準備金壹百八拾餘萬圓を有し、會社の小規模に比し内容的に充實した會社で、流石に東海傘下の子會社として領かれる。因に株主配當は年四分である。

富國火災海上保險株式會社

當社は明治三十年小樽貨物火災として生れ相當古參會社であるが、後現資本家片倉一門の手に歸し、茲數年來比較的順調の成績を挙げ來りしも、之亦函館大火に際して巨額の損害を被り、前々年度に於ては八萬貳千餘圓の損失を出したるも、前期には早くも之を償却して利益配當年四分を復活した。當社は拂込資本金五拾萬圓にして資金の少額なる爲め僅かの利益を計上しても強ひて配當を行はむとすれば容易である。

福壽火災保險株式會社

當社は營業の本據を名古屋市に置き、總株式四萬株の中約三分の一を東京海上に依て占むる東京海上糸の一にして、其營業振は頗ぶる健實味を帶び、年々六分内外の利益配當を持續して居る。内容亦良好にして、正味收入保険料に對する拾割強の責任準備金を積立て盤石の社礎を築き上げて居る。

扶桑海上火災保險株式會社

當社は住友財閥に屬し、損害保險中堅會社として、諸積立金四百七拾萬圓、正味收入保険料參百六拾五萬餘圓を計上し、斯界の第二流會社として、相當の信頼を博して居る。本年は恰も創業二十年に相當し、保險會社としては、比較的後進の會社に屬するが、有力なる資本的背景に盤石の強味を見せ異數の發展を示して居る。株主配當年九分、一流會社としての貫録を有すること亦遠き將來ではあるまい。

帝國火災保險株式會社

當社は強豪日本火災の姉妹會社にして、川崎財閥の直系たることは普く人の知る處である。

當社は此の兩三年前より營業方針を一變し量大主義を捨て、收入保険料を減じて、危険撰擇を嚴にし、質の良化を計るべく、鋭意改善工作に努めつゝあり、昨年度收入保険料參百拾五萬餘圓に對し營業利益參拾參萬八千圓を擧げ、危険率三割、事業費率五割の好成績にして、内容的に一段の進歩改善を施しなば中堅會社として相當優良なるものとして、斯界の尊敬を拂はるゝに至るであらう。

帝國海上火災保險株式會社

當社は東京火災と相對して安田保險王國の豪華を誇る業界第一流の會社である。資本金壹千萬圓諸積立金九百餘萬圓、收入保険料壹千參百五拾五萬餘圓に上り、株主配當年一割を持續せる優秀會社にして、内容亦極めて堅實である。昨年度の如き利益金壹百萬圓を突破し、不況時の業界に萬丈の氣焔を擧げ、其の營業收益に於ては斷然群雄會社を凌駕して、五指の中にあり、本年第一火災より當社に復歸せる常務取締役戸倉惣太郎氏は業界屈指の傑物として知られ、豪放細心、熱血燃ゆる

が如き活躍振は、必ずや當社將來の發展に一倍の拍車をかくるものとして、強豪帝海の前途は業界注目の的となりつゝある。

朝日海上火災保險株式會社

當社は大正七年の創業に係り、戦後の反動を受けて經營意の如くならざりしが、現社長岡崎忠雄氏の掌中に歸してより、神戸海上の姉妹會社となるや、大整理を斷行して不良資産を切捨て、内容の良化を計りたる爲め面目頓に一新し、爾來順風滿帆の業態を辿つて、其信望愈々高まり殊に近時は豫想外の好成績を擧げ、營業收入實に四百參拾六萬圓を獲得する異常の進況を示し、敢然業界の中堅會社としての面目を保つに至り、利益金拾六萬五千餘圓を收めて、年五乃至六分の配當を爲し得べきに、特に社内保留に振向けて配當を四分に止めたるなど、内容の充實に努めつゝありて、責任準備金は正味保険料の七割六分に相當し、その所有資産に於ても頗ぶる良化され、代理店未收保険料の如きは總收入保険料の僅々七分餘に過ぎず、最後の一ヶ月分にも満たざる保険料にして、經營形態の堅實味は滿點の域に達して居る。

共同火災保險株式會社

當社は業界有數の大會社にして、創業以來滿參拾年、資本金壹千萬圓諸積立金六百參拾餘萬圓を有し、昨年度利益金七拾壹萬餘圓、株主配當年壹割貳分の堂々たる好成績を示し、斯界の信望亦絶大である、而て當社の特長とする處は、財閥的背景なく從而經營の衝に當る常任重役も、何等の資本的掣肘を受くることなく、極めて働き甲斐のある立場に置かるゝ點で、同業人羨望の的となつて居る。

明治火災保險株式會社

當社は火災保險に於ける本邦第二の古參會社にして、株數の九割九分は東京海上の占有するもので、東京海上の姉妹會社である、諸準備金參千參百餘萬圓、昨年度利益金貳百參拾萬圓を出し、損害保險界第二位の大會社である。

三菱海上火災保險株式會社

當社は社名に冠する如く三菱系の大會社であるが、今は三菱の直接資本下を去つて、明治火災同様東京海上の會社になつて居る。當社は創業後未だ二十年を出でざるも、何分三菱大財閥を背景とする丈けに、其の進展振りは業界の異彩とされ、現に諸準備金貳千參百參拾餘萬圓を算し、營業狀態資産内容共に堂々たるもので、先づ批判の餘地なしと云つてよからう。

神國海上火災保險株式會社

當社は關西有數の資産家たる岸本一家の經營に係り、大正十年設立の新進會社である。而して當社は震災直前の創立にして當時未だ營業開始早々の際として東京海上同様自力を以つて出捐金の支拂を了し、所謂保險界の痛とせらるゝ助成金寸厘も無きは當社の最も強味とする處にして、而も當社は所謂岸本流の著實なる營業方針をとり、その眞摯なる態度は同業間に於ても定評ある處にして資産内容充實し、每次收入保險料の一割強に相當する利益金を計上せるも社内保留を多くして株主配當

を六分に止め、極めて餘裕ある決算を行つて居る。斯る堅實なる營業振りであるから同業者間に於ける再保險取引は一流會社との間にのみ行はれ創業後漸く十五年にして、早くも確固たる基礎を築き上げ、而も常に量の大ならむより、質の良なることを以て社是とし、堅實一點張りで進み、小會社間の模範會社として推奨されて居る。

新日本火災保險株式會社

昭和火災保險株式會社

尼崎海上火災保險株式會社

右は別項弱小會社合同論に於て、各々現状維持を困難と認め、その合同強化を主張せる建前上茲に撰擇上の對象會社たらしむることを差控ふるを妥當とし之を略す。



昭和十一年八月十日印刷
昭和十一年八月十五日發行

著者 日下部直彦
東京市大森區入新井四丁目一〇一番地

發行所 シヤパン・ピュインシユ
ランス・ピュイロ
東京市蒲田區蒲田町四九〇番地

印刷所 株式會社泰文社
東京市蒲田區蒲田町四九〇番地

〔不許複製〕

定 價 金 參 拾 錢

我社は創業以來四十有餘年の古き歴史と
幾多貴重なる經驗とを有し、又過去三十
有餘年に亘り業界の首位を占むるの榮譽
を堅持せり。

我社の資産内容の優秀堅實なるは既に定
評存し、加入者各位の貴重なる生命・財
産の預託所として最も信頼すべき鞏固無
比の社礎を有す。

我社は加入者本位の經營により、約款寛
大、保険料低廉、配當豊富の理想的生命
保険を提供し、且つ奉仕の萬全を期せり。

(營業案内附呈)

日本生命

大坂市東區今橋四丁目

